

保証月報

富士山から望む大洲市内



4

Guarantee Information »

- 2020年度 組織体制のご案内
- 050ダイヤルイン番号表変更のご案内
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
中小企業者・小規模事業者に対する支援について
- 財務体質強靱化保証（ホールド5000）の創設について
- 事業承継特別保証制度の創設について
- 民法改正（債権関係）に係る対応について
（保証意思宣明公正証書を必要とする連帯保証人の扱い）

Column »

えひめのパワースポット12選



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

保証月報



4

Contents

保証情報 Guarantee Information >>

- 2020年度 組織体制のご案内 1
- 050ダイヤルイン番号表変更のご案内 2
- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けている
中小企業者・小規模事業者に対する支援について 3
- 財務体質強靱化保証（ホールド5000）の創設について 4
- 事業承継特別保証制度の創設について 5
- 民法改正（債権関係）に係る対応について
（保証意思宣明公正証書を必要とする連帯保証人の扱い） 6

保証状況 Guarantee Condition >>

- 今月の保証概況（2020年3月） 7
- 本・支所別保証状況 8
- 金融機関別保証状況 8
- 業種別保証状況 9
- 金額別・期間別・用途別保証状況 10
- 市町制度保証状況 11
- ランキングベスト10 12
- 金融機関店舗別保証状況 13

融資保証制度 Loan Guarantee System >>

- 融資保証制度一覧 20
- 信用保証料率表 31
- 保証協会団信実績 34

コラム Column >>

- えひめのパワースポット12選

当協会ホームページのご案内

愛媛県信用

検索



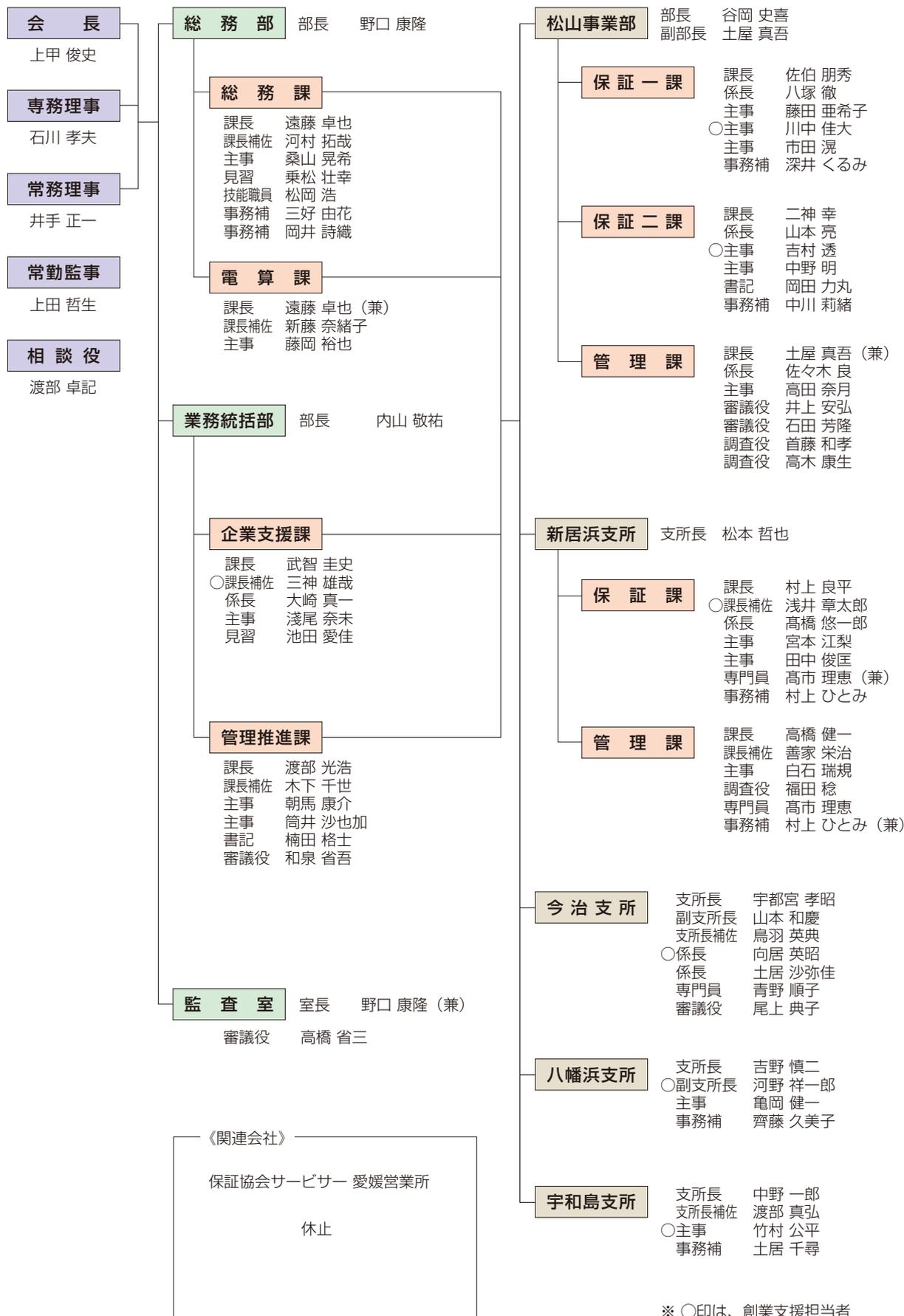
<http://www.ehime-cgc.or.jp/>

お知らせ(更新・新着情報)

- 2020年04月06日 4月6日より「県災害関連対策資金（新型コロナウイルス感染症対策資金）」の取扱いを開始しました。
- 2020年04月01日 保証の概況「2020年3月」を掲載しました。
- 2020年04月01日 役員の変更について
- 2020年04月01日 「事業承継特別保証制度」を創設しました。
- 2020年04月01日 「財務体質強靱化保証（ホールド5000）」を創設しました。



愛媛県信用保証協会 組織図 (2020年04月01日)



050ダイヤルイン番号表変更のご案内

◇当協会では「050ダイヤルイン」を導入しております。

◇松山事業部・各支所に加え、本部の各職員に対しても直接繋がりますのでご利用ください。

※担当者が話し中または離席の場合は、他の職員が対応いたします。

本 部		TEL 089(931)2111(代)	松 山 事 業 部		TEL 089(931)2118
総 務 部			管 理 課		
部長	野口 康隆	050 - 3803 - 1965	副部長, 課長	土屋 真吾	050 - 3803 - 2007
総 務 課				佐々木 良	050 - 3803 - 2003
課長	遠藤 卓也	050 - 3851 - 1472		高田 奈月	050 - 3803 - 2008
	河村 拓哉	050 - 3851 - 1471		井上 安弘	050 - 3803 - 2002
	桑山 晃希	050 - 3851 - 1474		石田 芳隆	050 - 3803 - 1988
	乗松 壮幸	050 - 3851 - 1473		首藤 和孝	050 - 3803 - 2006
	三好 由花	050 - 3851 - 1476		高木 康夫	050 - 3803 - 1995
	岡井 詩織	050 - 3851 - 1475	新 居 浜 支 所		
電 算 課				保証課	TEL 0897(33)8282
	新藤 奈緒子	050 - 3851 - 1477		管理課	TEL 0897(33)8292
	藤岡 裕也	050 - 3851 - 1478	支所長	松本 哲也	050 - 3803 - 2013
業 務 統 括 部			保 証 課		
部長	内山 敬祐	050 - 3803 - 1967	課長	村上 良平	050 - 3803 - 2017
企 業 支 援 課				浅井 章太郎	050 - 3803 - 2012
課長	武智 圭史	050 - 3851 - 1482		高橋 悠一郎	050 - 3803 - 2015
	三神 雄哉	050 - 3851 - 1486		宮本 江梨	050 - 3803 - 2022
	大崎 真一	050 - 3851 - 1484		田中 俊匡	050 - 3803 - 2018
	浅尾 奈未	050 - 3851 - 1470		村上 ひとみ	050 - 3803 - 2020
	池田 愛佳	050 - 3851 - 1483	管 理 課		
管 理 推 進 課			課長	高橋 健一	050 - 3803 - 2021
課長	渡部 光浩	050 - 3803 - 1972		善家 栄治	050 - 3803 - 2025
	木下 千世	050 - 3851 - 1485		白石 瑞規	050 - 3803 - 2014
	朝馬 康介	050 - 3851 - 1487		福田 稔	050 - 3803 - 2011
	筒井 沙也加	050 - 3851 - 1488		高市 理恵	050 - 3803 - 2024
	楠田 格士	050 - 3851 - 1479	今 治 支 所		
	和泉 省吾	050 - 3851 - 1489	支所長	宇都宮 孝昭	050 - 3803 - 1951
監 査 室			副支所長	山本 和慶	050 - 3803 - 1952
	高橋 省三	050 - 3851 - 1490		鳥羽 英典	050 - 3803 - 1955
松 山 事 業 部				向居 英昭	050 - 3803 - 1953
部長	谷岡 史喜	050 - 3803 - 1977		土居 沙弥佳	050 - 3803 - 1954
保 証 一 課				青野 順子	050 - 3803 - 1963
課長	佐伯 朋秀	050 - 3803 - 1979		尾上 典子	050 - 3803 - 1956
	八塚 徹	050 - 3803 - 1998	八 幡 浜 支 所		
	藤田 亜希子	050 - 3803 - 1993	支所長	吉野 慎二	050 - 3803 - 1961
	川中 佳大	050 - 3803 - 1984	副支所長	河野 祥一郎	050 - 3803 - 1958
	市田 滉	050 - 3803 - 1985		亀岡 健一	050 - 3803 - 1960
	深井 くるみ	050 - 3803 - 1991		齊藤 久美子	050 - 3803 - 1962
保 証 二 課			宇 和 島 支 所		
課長	二神 幸	050 - 3803 - 1978	支所長	中野 一郎	050 - 3803 - 1944
	山本 亮	050 - 3803 - 1994		渡部 真弘	050 - 3803 - 1945
	吉村 透	050 - 3803 - 2004		竹村 公平	050 - 3803 - 1946
	中野 明	050 - 3803 - 1999		土居 千尋	050 - 3803 - 1949
	岡田 力丸	050 - 3803 - 1989			
	中川 莉緒	050 - 3803 - 1992			

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 中小企業者・小規模事業者に対する支援について

保証月報2020年3月号にてお知らせしたとおり、当協会では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響を受けている中小企業者・小規模事業者に対する支援を実施しておりますが、2020年3月13日に危機関連保証制度が発動されたほか、2020年4月6日より愛媛県制度融資「災害関連対策資金」（新型コロナウイルス感染症対策資金）の取扱いを開始しました。

危機関連保証制度の概要

資格要件

保証対象	中小企業信用保険法2条第6項の規定により経営の安定に支障を生じていることについて市町村長又は特別区長の認定を受けた中小企業者
認定要件	災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して15%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少することが見込まれること

保証条件

保証限度額	2億8千万円以内（組合の場合は4億8千万円以内）
資金使途	運転資金・設備資金
保証期間	10年以内
保証料率	年0.80%
貸付形式	手形貸付・証書貸付
貸付利率	金融機関所定利率
返済方法	一括返済・分割返済
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
担保	必要に応じて徴求

新型コロナウイルス感染症対策資金の概要

資格要件

保証対象	県内に事業所を有し、事業を引き続き6ヵ月以上営む法人又は個人であって、次の(1)~(3)のいずれかの要件に該当することについて市町村長の認定を受けた者
認定要件	(1)セーフティネット保証4号（自然災害等）の利用者（売上高減少率20%以上） (2)セーフティネット保証5号（不況業種）の利用者（売上高減少率5%以上） (3)危機関連保証（SN保証とは別枠）の利用者（売上高減少率15%以上）

保証条件

保証限度額	5,000万円
資金使途	運転資金
保証期間	7年以内（据置期間1年以内）
保証料率	0.80%（SN4号、危機関連保証） 0.70%（SN5号） ※県により全額補給されます
貸付形式	手形貸付・証書貸付
貸付利率	年1.0%
返済方法	原則として分割返済
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
担保	必要に応じて徴求

財務体質強靱化保証（ホールド5000）の創設について

2019年8月に、「創立70周年記念商品」として取り扱いを開始した「財務体質強化保証（トラスト3000）」については、2020年3月末をもって終了しましたが、その後継保証商品として、「財務体質強靱化保証（ホールド5000）」を創設し、2020年4月1日より取り扱いを開始しました。

本商品は、近年日本全国で頻繁に発生している自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、中小企業者を取り巻く経営環境は厳しさを増していることから、突発的な売上減少等中小企業者が予期せぬ事態に備えるために必要な資金をスピーディーに対応し、かつ、その間に金融機関と連携した経営支援に取り組むことで財務体質の強靱化を支援することを目的としています。

財務体質強靱化保証（ホールド5000）の概要

資格要件

保証対象	県内に事業所を有する個人(青色申告者に限る)および法人
与信取引	申込金融機関にプロパー残高があること(割引・貸越枠含む)
金融機関の取引姿勢	申込企業を支援育成し、今後も継続取引の方針であること

保証条件

保証限度額	50,000千円以内（月商の2か月以内※特別な場合は5ヵ月以内） ※特別な場合とは、財務要件EBITDA有利子負債倍率10倍以内の先
資金使途	運転資金
併用制度	普通保証・経営安定関連保証(SN保証)
保証期間	3年以内
保証料率	年0.45%～年1.90% (SN保証の場合、0.80%(4号)、0.70%(5号))
貸付形式	手形貸付・証書貸付
貸付利率	金融機関所定利率
返済方法	原則として一括
連帯保証人	原則として法人代表者以外の保証人は不要
担保	原則として徴求しない
取扱金融機関	約定書締結金融機関
取扱期間	2020年4月1日から取り扱う
プロパー決済	不可

事業承継特別保証制度の創設について

当協会では、2019年12月23日より事前相談の受付を開始しております「事業承継特別保証制度」を創設し、2020年4月1日より取り扱いを開始しました。

本制度は、政府が策定した「成長戦略2019」や「事業承継時の経営者保証解除に向けた総合的な対策」に基づき、事業承継時における後継者の経営者保証を可能な限り解除することをさらに後押ししていくため、一定の要件の下で経営者保証を不要とし、中小企業者の事業承継の促進を図ることを目的としています。

事業承継特別保証制度の概要

資格要件

保証対象	次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者
(1)	申込日から3年以内に事業承継を予定する事業承継計画を有する法人
(2)	2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施した法人であって事業承継日から3年を経過していないもの
(3)	次の①から④までに定める全ての要件を満たすこと
①	資産超過であること
②	EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること
③	法人・個人の分離がなされていること
④	返済緩和している借入金がないこと

保証条件

保証限度額	2億8千万円以内(組合等の場合は4億8千万円以内)
資金使途	運転資金・設備資金
併用制度	愛媛県制度融資「新事業創出支援資金(事業承継支援枠)」
保証期間	一括返済の場合：1年以内 / 分割返済の場合：10年以内(据置期間1年以内)
保証料率	愛媛県制度融資を併用する場合、 県により全額補給 されます
通常	年0.45%～年1.90%
(専門料の確認を受けたもの)	年0.20%～年1.15%
貸付形式	手形貸付・証書貸付
貸付利率	金融機関所定利率
返済方法	一括返済・分割返済
連帯保証人	徴求しない
担保	必要に応じて徴求
取扱金融機関	約定書締結金融機関
取扱期間	2020年4月1日から取り扱う
プロパー決済	可能

民法改正（債権関係）に係る対応について （保証意思宣明公正証書を必要とする連帯保証人の扱い）

「民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44）が2020年4月1日より施行され、一定の例外に該当する場合を除き、保証承諾の1か月前以内に作成された保証意思宣明公正証書（以下「公正証書」という）が必要となりました。これに伴う保証事務の変更について、以下の通りお知らせいたしますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

（1）公正証書を必要とする場合の事務の流れ

公正証書が必要な連帯保証人を徴求する場合は、全件事前相談制とし、予め公正証書作成のための準備に取り掛かることができるように、事前相談回答時に法定口授事項を伝達することとします。具体的な手続きの流れは以下の通りとなります。

- （イ）金融機関は、**事前照会表（公正証書徴求連帯保証人）**を協会宛てにFAXしてください。
- （ロ）保証協会は内部決裁後、法定口授事項を記載した**内諾回答書（公正証書徴求連帯保証人）**を送付します。
- （ハ）金融機関は申込人から申込書類を徴求し、保証予定者に公正証書作成の準備※を依頼してください。
※公正証書の作成手続きや具体的な口授内容は「**保証意思宣明公正証書の作成に関するご説明**」を活用して、保証予定者に伝達してください。
- （ニ）金融機関は保証協会に申込書類を提出してください。
- （ホ）保証協会は保証審査を行い、保証決定通知を送付します。
- （ヘ）金融機関は保証予定者に公正証書の作成を依頼してください。
- （ト）金融機関は保証予定者から公正証書を徴求し、保証協会へ提出してください。
- （チ）保証協会は口授すべき法定事項が公正証書に正しく記載されていることを確認したうえで、金融機関からの保証書発行依頼に基づき信用保証書を発行します。
※公正証書の作成から信用保証書の発行が1ヵ月を超過しないように注意してください。
- （リ）金融機関は信用保証書に基づき融資を実行してください。

（2）公正証書が不要の場合の扱い

一定の例外に該当する場合（下表参照）は、公正証書の作成は不要とされていますが、公正証書の作成が必要であるにも関わらず、作成が必要ない者として誤認した結果、公正証書を作成しないまま、信用保証委託契約を締結した場合、連帯保証契約は無効となるため、このような事態を回避する目的で、保証及び条件変更（連帯保証人の加入）の稟議時には、公正証書の作成が必要ないことの**根拠資料（下表参照）を徴求**し、確認することとします。

委託者	公正証書の作成が不要な連帯保証人	根拠資料
法人	委託者の理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者	印鑑証明書 ^{*1} 、現在事項証明書、取締役会議事録等
	総株主の議決権の過半数を有する者等	株主名簿、法人税申告書の別表等
個人	主債務者が行う事業に現に従事している主債務者の配偶者	・住民票または戸籍 ・「現に従事している」旨をヒアリング

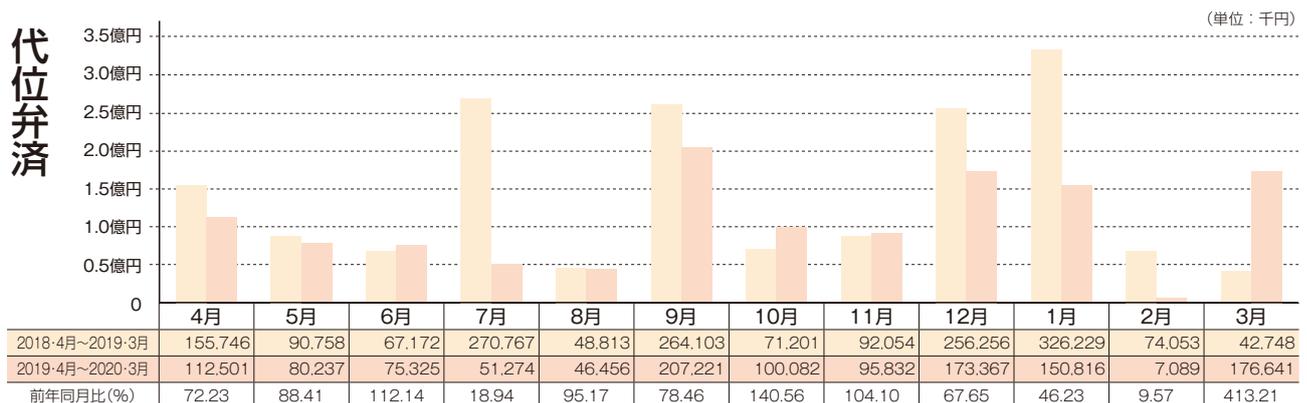
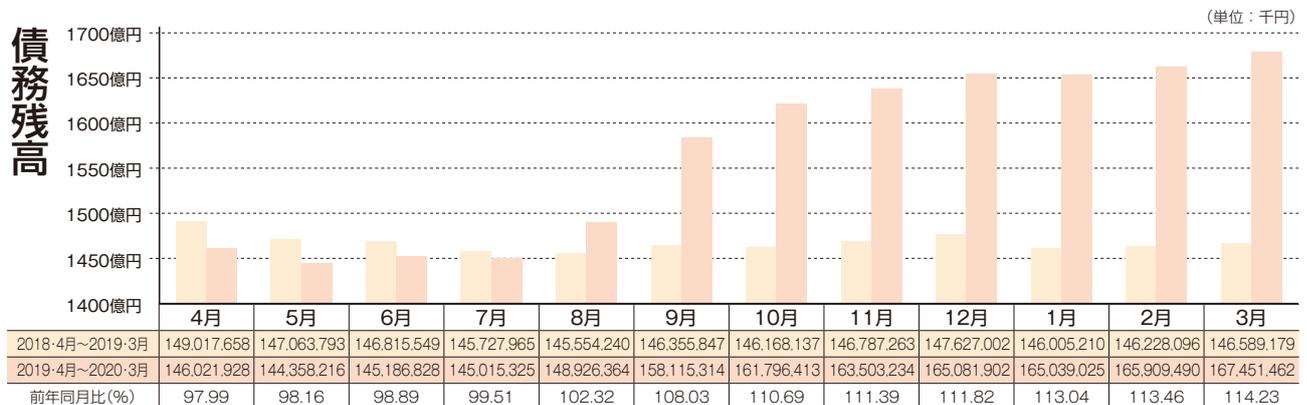
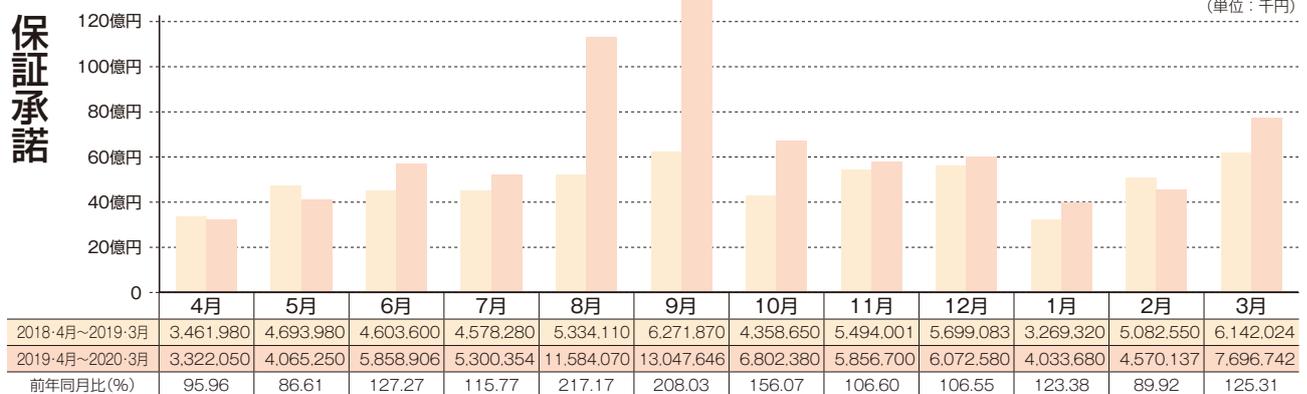
※1：保証申込時に信用保証委託契約書と法人の印鑑証明書(写)をセットで徴求しており、事務及び費用負担の観点からも根拠資料は原則「印鑑証明書」とします。ただし、代表者1名以外での保証申込の場合は「印鑑証明書」に加えて「現在事項証明書」等を徴求します。

実績

(単位：千円)

区分	当月中				当月末			
	件数	金額	対前年同月比(%)		件数	金額	対前年同月比(%)	
			件数	金額			件数	金額
保証申込	876	7,246,912	148.98	118.66	8,091	80,587,220	126.54	132.40
保証承諾	921	7,696,742	153.76	125.31	7,871	78,210,495	125.69	132.58
保証債務残高	—	—	—	—	22,814	167,451,462	106.26	114.23
代位弁済	17	176,641	425.00	413.21	180	1,276,842	82.19	72.55

推移グラフ



本・支所別保証状況 金融機関別保証状況

本・支所別保証状況 (2020年3月分)

(単位：千円)

区分	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)	件数	金額	前年比(%)
本所	535	4,321,320	158.86	4,201	41,041,374	145.37	10,705	81,291,916	118.42	6	17,768	-----	92	700,570	103.96
新居浜	149	1,273,500	77.97	1,564	15,285,667	140.40	4,954	34,705,431	114.06	3	8,110	-----	39	159,588	34.19
今治	100	832,830	108.27	933	10,301,426	132.37	3,251	22,697,701	108.77	3	31,493	-----	25	195,396	72.47
八幡浜	75	633,192	106.31	593	6,028,918	86.63	1,990	16,169,257	107.57	1	95,813	224.13	10	140,458	95.35
宇和島	62	635,900	150.08	580	5,553,110	108.28	1,914	12,587,157	108.33	4	23,457	-----	14	80,830	39.95
合計	921	7,696,742	125.31	7,871	78,210,495	132.58	22,814	167,451,462	114.23	17	176,641	413.21	180	1,276,842	72.55

金融機関別保証状況 (2020年3月分)

(単位：千円)

	保証承諾						保証債務残高			代位弁済					
	当月中			当月末			当月末			当月中			当月末		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
銀行	伊予	271	2,713,400	2,549	30,023,586	38.39	7,979	74,419,750	44.44	4	39,660	67	707,125	55.38	
	四国	5	48,800	50	611,400	0.78	169	1,480,471	0.88	0	0	1	4,035	0.32	
	百十四	18	240,700	95	1,333,300	1.70	316	2,691,924	1.61	0	0	4	34,663	2.71	
	阿波	3	36,500	26	606,900	0.78	65	877,419	0.52	0	0	0	0	0.00	
	広島	10	116,000	114	1,206,300	1.54	406	2,825,113	1.69	0	0	2	2,100	0.16	
	中国	0	0	6	145,000	0.19	18	312,654	0.19	0	0	0	0	0.00	
	山口	0	0	7	145,000	0.19	37	547,313	0.33	0	0	0	0	0.00	
	西日本	0	0	0	0	0.00	2	8,043	0.00	0	0	0	0	0.00	
	みずほ	0	0	0	0	0.00	13	196,186	0.12	0	0	0	0	0.00	
	りそな	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	三井住友	0	0	0	0	0.00	6	50,446	0.03	0	0	0	0	0.00	
	三菱UFJ	0	0	1	10,000	0.01	13	137,601	0.08	0	0	0	0	0.00	
	三井住友信託	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	あおぞら	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
	愛媛	360	3,014,972	2,436	23,534,319	30.09	7,376	47,864,059	28.58	9	130,499	69	388,218	30.40	
	香川	28	279,000	392	4,988,850	6.38	914	8,369,194	5.00	1	2,609	7	26,810	2.10	
高知	9	70,700	47	499,110	0.64	164	1,112,522	0.66	1	255	1	255	0.02		
徳島大正	3	33,000	47	621,900	0.80	121	1,244,927	0.74	0	0	1	3,259	0.26		
もみじ	0	0	1	10,000	0.01	2	11,304	0.01	0	0	0	0	0.00		
小計	707	6,553,072	5,771	63,735,665	81.49	17,601	142,148,927	84.89	15	173,022	152	1,166,465	91.36		
信用金庫	愛媛	169	855,670	1,590	10,752,840	13.75	3,805	18,524,443	11.06	1	1,380	19	86,097	6.74	
	川の江	5	50,500	79	802,500	1.03	188	1,319,466	0.79	0	0	0	0	0.00	
	東予	11	53,900	128	865,280	1.11	398	1,606,172	0.96	1	2,239	4	9,488	0.74	
	宇和島	25	114,600	245	1,322,110	1.69	713	2,896,512	1.73	0	0	3	11,921	0.93	
	観音寺	3	59,000	53	650,500	0.83	68	713,083	0.43	0	0	0	0	0.00	
	信金中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00	
小計	213	1,133,670	2,095	14,393,230	18.40	5,172	25,059,676	14.97	2	3,619	26	107,506	8.42		
朝銀西	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
県信連	1	10,000	2	40,000	0.05	2	35,000	0.02	0	0	0	0	0.00		
単一農協	0	0	0	0	0.00	8	13,162	0.01	0	0	0	0	0.00		
県信漁連	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
農林中金	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
商工中金	0	0	3	41,600	0.05	31	194,697	0.12	0	0	2	2,871	0.22		
損保・生保	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
労働金庫	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
その他	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00		
小計	1	10,000	5	81,600	0.10	41	242,859	0.15	0	0	2	2,871	0.22		
合計	921	7,696,742	7,871	78,210,495	100.00	22,814	167,451,462	100.00	17	176,641	180	1,276,842	100.00		

業種別保証状況 (2020年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保証債務残高			代 位 弁 済				
	当 月 中		当 月 末			当 月 末			当 月 中		当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比	件数	金 額	件数	金 額	構成比
製 造 業	112	951,350	1,103	12,595,016	16.10	3,476	30,862,526	18.43	2	22,921	25	188,482	14.76
食 料 品 工 業	22	292,200	173	2,205,896	2.82	503	5,335,940	3.19	0	0	11	114,998	9.01
織 維 品 工 業	14	92,900	133	1,906,040	2.44	395	4,357,879	2.60	0	0	3	8,802	0.69
木 材 ・ 木 製 品 工 業	2	4,000	30	540,200	0.69	129	1,652,393	0.99	0	0	0	0	0.00
家 具 ・ 建 具 工 業	2	31,000	35	347,400	0.44	88	625,550	0.37	0	0	0	0	0.00
紙 工 業	2	32,000	51	822,600	1.05	192	2,543,689	1.52	0	0	0	0	0.00
製 版 ・ 製 本 業	1	5,200	6	28,400	0.04	11	61,133	0.04	0	0	0	0	0.00
化 学 工 業	0	0	2	17,000	0.02	12	118,420	0.07	0	0	0	0	0.00
石 油 石 炭 製 品 工 業	0	0	1	14,200	0.02	1	14,000	0.01	0	0	0	0	0.00
ゴ ム ・ プ ラ ス チ ッ ク 工 業	0	0	18	306,360	0.39	56	569,181	0.34	0	0	0	0	0.00
ゴ ム 製 品 製 造 業	0	0	4	80,000	0.10	7	111,328	0.07	0	0	0	0	0.00
皮 革 工 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
窯 業	5	50,600	39	606,900	0.78	131	1,414,540	0.84	0	0	0	0	0.00
機 械 工 業	6	76,000	119	1,717,850	2.20	397	4,137,172	2.47	2	22,921	2	22,921	1.80
電 気 機 器 工 業	0	0	16	133,000	0.17	102	895,864	0.53	0	0	1	18,355	1.44
車 輜 工 業	1	5,000	5	39,000	0.05	17	183,258	0.11	0	0	0	0	0.00
船 舶 工 業	2	12,000	21	193,300	0.25	84	656,382	0.39	0	0	0	0	0.00
金 属 工 業	23	164,450	170	1,616,150	2.07	521	3,537,907	2.11	0	0	4	16,003	1.25
ソ フ ト ウ ェ ア 業	0	0	50	476,800	0.61	134	1,118,070	0.67	0	0	0	0	0.00
情 報 処 理 サ ー ビ ス 業	0	0	0	0	0.00	1	1,514	0.00	0	0	0	0	0.00
農 林 漁 業	0	0	5	30,800	0.04	16	169,200	0.10	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 工 業	32	186,000	225	1,513,120	1.93	679	3,359,108	2.01	0	0	4	7,403	0.58
鉱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
土 石 採 取 業	2	15,000	9	88,800	0.11	36	303,170	0.18	0	0	1	19,047	1.49
木 材 伐 出 業	1	10,000	7	50,300	0.06	13	70,449	0.04	0	0	0	0	0.00
建 設 業	243	2,147,450	2,093	21,053,487	26.92	5,980	41,771,149	24.95	4	21,767	46	238,403	18.67
卸 売 業	77	727,600	781	9,749,630	12.47	2,126	19,662,553	11.74	2	15,954	15	81,247	6.36
小 売 業	119	857,520	1,165	10,779,280	13.78	3,372	23,151,837	13.83	1	2,609	28	119,978	9.40
飲 食 店	103	622,012	583	3,535,262	4.52	1,663	6,792,687	4.06	4	13,939	27	118,010	9.24
不 動 産 業	22	134,700	231	2,486,700	3.18	638	5,214,194	3.11	0	0	2	16,207	1.27
運 送 業	38	624,500	316	5,054,200	6.46	938	11,808,202	7.05	0	0	6	92,153	7.22
貨 物 運 送 取 扱 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
倉 庫 業	0	0	0	0	0.00	3	44,660	0.03	0	0	0	0	0.00
物 品 預 り ・ 駐 車 場 業	1	7,000	8	152,900	0.20	12	150,523	0.09	0	0	0	0	0.00
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業	2	19,000	8	82,000	0.10	49	371,898	0.22	0	0	0	0	0.00
印 刷 業	7	119,700	51	705,900	0.90	151	1,344,659	0.80	0	0	8	118,113	9.25
出 版 業	1	12,000	4	41,000	0.05	15	121,614	0.07	0	0	4	11,840	0.93
サ ー ビ ス 業	187	1,428,410	1,462	11,634,420	14.88	4,195	25,335,013	15.13	3	98,307	15	266,454	20.87
物 品 賃 貸 業	6	38,500	32	337,400	0.43	89	766,175	0.46	0	0	0	0	0.00
宿 泊 業	10	137,300	50	584,450	0.75	137	1,652,159	0.99	0	0	1	86,938	6.81
洗 濯 ・ 理 美 容 ・ 浴 場 業	25	102,630	216	1,128,470	1.44	646	2,596,390	1.55	0	0	5	48,585	3.81
そ の 他 の 生 活 関 連 サ ー ビ ス 業	4	13,000	35	216,600	0.28	95	723,424	0.43	1	95,813	1	95,813	7.50
旅 行 業	5	27,400	11	98,400	0.13	28	179,053	0.11	0	0	0	0	0.00
映 画 ・ 娯 楽 業	1	30,000	29	273,700	0.35	93	507,595	0.30	0	0	1	2,107	0.17
広 告 業	3	12,500	28	178,100	0.23	102	569,042	0.34	0	0	0	0	0.00
放 送 業	0	0	0	0	0.00	2	18,246	0.01	0	0	0	0	0.00
情 報 通 信 サ ー ビ ス 業	2	7,500	16	125,900	0.16	31	157,563	0.09	0	0	1	889	0.07
運 輸 サ ー ビ ス 業	4	23,500	21	227,600	0.29	47	339,416	0.20	0	0	0	0	0.00
職 業 紹 介 ・ 労 働 者 派 遣 業	2	13,400	8	96,400	0.12	18	118,657	0.07	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の 事 業 サ ー ビ ス 業	17	88,800	138	1,041,760	1.33	358	2,182,043	1.30	0	0	1	2,158	0.17
専 門 サ ー ビ ス 業	25	111,500	152	678,830	0.87	400	1,073,365	0.64	0	0	1	296	0.02
技 術 サ ー ビ ス 業	10	44,900	132	707,690	0.90	374	1,428,169	0.85	0	0	0	0	0.00
医 療 ・ 福 祉 業	49	539,380	432	4,538,320	5.80	1,229	9,898,402	5.91	2	2,494	4	29,667	2.32
廃 棄 物 処 理 業	9	155,000	73	933,050	1.19	259	1,986,363	1.19	0	0	0	0	0.00
教 育 ・ 学 習 支 援 事 業	9	53,000	45	240,650	0.31	144	571,428	0.34	0	0	0	0	0.00
そ の 他 の サ ー ビ ス 業	6	30,100	44	227,100	0.29	143	567,525	0.34	0	0	0	0	0.00
保 険 媒 介 代 理 業	4	11,000	42	160,600	0.21	123	348,247	0.21	1	1,144	1	1,144	0.09
郵 便 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
通 信 業	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
イ ン タ ー ネット 付 随 サ ー ビ ス 業	2	9,500	8	41,000	0.05	24	98,081	0.06	0	0	2	5,765	0.45
合 計	921	7,696,742	7,871	78,210,495	100.00	22,814	167,451,462	100.00	17	176,641	180	1,276,842	100.00

※ 2012年10月分統計より業種区分を変更したため、業種によっては変更前後での累計値等が一致しない場合があります。

金額別・期間別・用途別保証状況

金額別保証状況 (2020年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
1,000以下	90	78,202	537	471,022	0.60	1,849	903,019	0.54
1,000超 2,000以下	91	164,500	831	1,476,626	1.89	2,466	2,655,283	1.59
2,000超 3,000以下	123	357,440	917	2,647,446	3.39	2,730	4,905,551	2.93
3,000超 5,000以下	317	1,530,500	2,318	11,045,761	14.12	6,338	19,640,163	11.73
5,000超 10,000以下	128	1,126,200	1,260	10,872,360	13.90	3,648	21,522,024	12.85
10,000超 15,000以下	41	554,700	479	6,506,200	8.32	1,249	11,848,146	7.08
15,000超 20,000以下	47	909,200	500	9,566,080	12.23	1,313	18,263,392	10.91
20,000超 30,000以下	60	1,700,000	796	22,715,600	29.04	1,799	37,587,640	22.45
30,000超 50,000以下	19	840,000	161	7,103,400	9.08	949	26,756,702	15.98
50,000超 60,000以下	0	0	19	1,085,000	1.39	137	5,222,424	3.12
60,000超 70,000以下	0	0	15	1,021,000	1.31	100	4,276,930	2.55
70,000超 80,000以下	3	240,000	25	1,990,000	2.54	158	7,312,372	4.37
80,000超 100,000以下	2	196,000	6	571,000	0.73	34	2,064,763	1.23
100,000超 120,000以下	0	0	1	120,000	0.15	12	856,059	0.51
120,000超 150,000以下	0	0	2	264,000	0.34	9	657,636	0.39
150,000超 200,000以下	0	0	4	755,000	0.97	23	2,979,359	1.78
200,000超	0	0	0	0	0.00	0	0	0.00
合 計	921	7,696,742	7,871	78,210,495	100.00	22,814	167,451,462	100.00

期間別保証状況 (2020年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
3力月以下	6	147,000	31	303,500	0.39	8	179,000	0.11
3力月超 6力月以下	4	210,000	73	1,659,000	2.12	42	1,021,957	0.61
6力月超 1力年以下	40	561,600	389	5,334,336	6.82	376	5,222,772	3.12
1力年超 2力年以下	26	201,312	141	1,091,612	1.40	277	2,123,432	1.27
2力年超 3力年以下	242	2,320,420	2,475	30,713,490	39.27	2,919	30,436,881	18.18
3力年超 4力年以下	18	84,740	145	475,120	0.61	427	1,186,777	0.71
4力年超 5力年以下	441	1,974,370	3,157	14,138,137	18.08	11,277	32,389,413	19.34
5力年超 7力年以下	83	841,500	751	9,286,170	11.87	3,743	33,353,466	19.92
7力年超 10力年以下	45	929,300	549	10,911,830	13.95	3,219	48,643,863	29.05
10力年超	16	426,500	160	4,297,300	5.49	526	12,893,902	7.70
合 計	921	7,696,742	7,871	78,210,495	100.00	22,814	167,451,462	100.00

用途別保証状況 (2020年3月分)

(単位：千円)

区 分	保 証 承 諾					保 証 債 務 残 高		
	当 月 中		当 月 末			当 月 末		
	件数	金 額	件数	金 額	構成比	件数	金 額	構成比
運 転 資 金	823	6,842,972	6,825	71,676,576	91.65	19,069	148,289,600	88.56
設 備 資 金	55	443,870	636	3,770,986	4.82	2,418	12,264,998	7.32
運 転 設 備 資 金	43	409,900	410	2,762,933	3.53	1,327	6,896,864	4.12
合 計	921	7,696,742	7,871	78,210,495	100.00	22,814	167,451,462	100.00

市町制度保証状況 (2020年3月分)

(単位：千円)

振興資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
市	四 国 中 央	9	29,800	104	331,850	472	830,917
	新 居 浜	15	63,000	143	503,737	519	1,112,237
	西 条	12	43,000	169	644,650	748	1,619,593
	今 治	26	61,500	265	858,950	1,112	2,190,466
	松 山	280	1,055,070	1,483	5,354,570	3,334	7,568,580
	東 温	7	23,000	33	104,800	141	240,493
	伊 予	0	0	9	36,300	37	86,452
	大 洲	11	29,160	59	168,850	224	413,981
	八 幡 浜	4	17,000	44	144,970	137	264,066
	西 予	7	25,000	43	136,680	169	315,626
宇 和 島	22	77,100	226	811,400	807	1,702,690	
	小 計	393	1,423,630	2,578	9,096,757	7,700	16,345,100
町	砥 部	1	500	13	31,800	27	63,363
	久 万 高 原	2	6,000	8	22,000	21	34,122
	内 子	5	13,500	18	52,500	42	91,991
	伊 方	0	0	1	5,000	8	18,874
	鬼 北	0	0	0	0	0	0
	松 野	0	0	3	13,000	12	30,088
	愛 南	0	0	15	39,200	58	105,925
		小 計	8	20,000	58	163,500	168
合 計		401	1,443,630	2,636	9,260,257	7,868	16,689,462

季節資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山		0	0	1	2,500	0	0
新 居 浜		0	0	0	0	0	0
合 計		0	0	1	2,500	0	0

設備近代化資金		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山		16	90,850	187	655,640	578	1,338,874
(うち公害)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)
今 治		4	15,930	46	197,026	152	455,840
合 計		20	106,780	233	852,666	730	1,794,714

振興資金(緊急)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
四 国 中 央		4	32,500	26	199,300	166	654,322
新 居 浜		2	20,000	30	257,000	105	546,547
今 治		10	89,500	56	475,500	304	1,575,970
松 山		0	0	0	0	29	114,214
八 幡 浜		2	13,000	25	175,700	80	408,639
西 予		3	28,000	11	94,000	49	251,468
合 計		21	183,000	148	1,201,500	733	3,551,159

振興資金(経営安定化)		保証 承諾				保証債務残高	
		当 月 中		当 月 末		当 月 末	
		件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
松 山		2	10,500	6	27,200	96	227,516
今 治		2	7,400	5	28,400	54	145,534
合 計		4	17,900	11	55,600	150	373,050

ランキングベスト10 -3月の信用保証ランキン-

2020年3月末現在における各店舗別の信用保証状況を債務残高と保証承諾をベースに「ランキングベスト10」に集計しました。

今後とも県内中小企業金融の円滑化に、一層のご協力と信用保証の利用をお願いいたします。

保証債務残高



前月 順位	順位	金融機関名		保証債務残高	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	396	4,957,647
2 →	2	伊予銀行	今治支店	281	3,289,949
3 →	3	伊予銀行	本店営業部	197	3,207,167
4 →	4	伊予銀行	西条支店	339	2,890,541
5 →	5	伊予銀行	宇和島支店	285	2,862,362
6 →	6	伊予銀行	新居浜支店	303	2,681,842
8 ↗	7	伊予銀行	大洲支店	200	2,283,285
7 ↘	8	伊予銀行	八幡浜支店	175	2,219,109
9 →	9	伊予銀行	松前支店	151	2,131,732
10 →	10	愛媛銀行	新居浜支店	230	1,993,436

保証承諾



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(当月中)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	20	379,000
34 ↗	2	伊予銀行	大街道支店	26	267,400
23 ↗	3	愛媛銀行	石井支店	17	232,000
36 ↗	4	愛媛銀行	森松支店	15	170,000
96 ↗	5	愛媛銀行	新居浜東支店	11	161,000
57 ↗	6	愛媛銀行	宇和島支店	10	159,000
83 ↗	7	伊予銀行	三津浜支店	11	135,950
5 ↘	8	伊予銀行	松前支店	3	121,000
26 ↗	9	百十四銀行	松山支店	7	120,000
60 ↗	10	伊予銀行	新居浜支店	12	108,000

保証承諾



前月 順位	順位	金融機関名		保証承諾(累計)	
				件数	金額(千円)
1 →	1	愛媛銀行	本店営業部	162	3,521,650
2 →	2	香川銀行	松山支店	91	1,354,800
3 →	3	伊予銀行	今治支店	74	1,223,546
4 →	4	伊予銀行	新居浜支店	107	1,222,120
5 →	5	愛媛銀行	新居浜支店	89	1,159,000
6 →	6	伊予銀行	本店営業部	49	1,033,400
9 ↗	7	伊予銀行	松前支店	59	1,006,500
7 ↘	8	愛媛信用金庫	今治支店	78	982,500
8 ↘	9	伊予銀行	松山北支店	71	978,540
11 ↗	10	伊予銀行	八幡浜	68	880,556

2020年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
みずほ 松 山	0	0	-----	0	0	-----	1	4,042	88.91	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	0	0	-----	10	93,209	54.57	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	0	0	-----	1	85,000	87.63	0	0	0.00
難 波	0	0	-----	0	0	-----	1	13,935	76.49	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	13	196,186	67.52	0	0	0.00
三井住友 新 居 浜	0	0	-----	0	0	0.00	6	50,446	68.89	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	6	50,446	67.88	0	0	0.00
三菱UFJ 高松中央	0	0	-----	0	0	0.00	3	66,430	67.36	0	0	0.00
高 松	0	0	-----	1	10,000	16.67	8	60,987	63.41	0	0	0.00
福 山	0	0	-----	0	0	0.00	2	10,184	71.82	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	10,000	8.33	13	137,601	65.29	0	0	0.00
伊予 本 店	3	40,000	101.39	49	1,033,400	101.58	197	3,207,167	93.10	0	0	0.00
本 町	4	43,000	318.52	47	415,660	57.02	192	1,681,144	95.37	0	0	0.00
城 北	0	0	-----	0	0	-----	2	1,166	42.03	0	0	0.00
松山駅前	1	3,000	12.50	42	479,000	147.16	128	1,296,727	115.41	0	0	0.00
湊 町	7	37,000	61.67	61	842,000	210.73	146	1,738,866	116.61	0	0	0.00
小 栗	4	15,000	-----	24	227,000	137.58	60	470,834	128.86	2	2,937	0.71
立 花	0	0	0.00	19	196,500	629.81	40	284,851	151.82	0	0	0.00
新 立 道	2	10,000	90.91	18	178,900	166.88	35	359,952	131.88	1	1,279	0.41
大 街 道	26	267,400	2,325.22	79	716,540	380.94	158	1,100,146	154.85	0	0	0.00
一 万 道	7	33,500	117.54	41	415,900	162.46	87	956,636	112.40	0	0	0.00
後 野	8	62,500	446.43	78	788,400	197.20	170	1,883,856	116.74	3	100,173	5.72
東 野	5	20,000	-----	31	182,650	493.65	49	245,338	174.41	1	1,587	0.82
三 津 浜	11	135,950	59.51	74	855,750	151.30	184	1,833,660	115.37	3	56,193	3.19
水産市場	0	0	0.00	4	55,000	122.22	6	89,757	122.06	0	0	0.00
松 山 北	7	73,000	292.00	71	978,540	234.35	184	1,924,231	128.55	5	27,950	1.68
中央市場	1	9,500	237.50	10	108,500	108.50	33	324,681	116.23	0	0	0.00
空 港 通	11	105,800	846.40	66	646,900	155.84	191	1,705,003	92.15	9	130,235	7.54
余 戸	3	23,500	156.67	42	500,100	186.19	122	1,045,156	105.10	0	0	0.00
味 生	0	0	-----	7	94,350	106.01	36	280,349	98.26	0	0	0.00
石 井	1	5,000	-----	19	291,500	89.58	70	877,877	113.87	0	0	0.00
椿	2	8,000	100.00	28	317,354	101.13	92	763,198	105.31	0	0	0.00
久 米	4	31,500	72.58	41	509,100	134.73	125	989,242	124.10	1	3,681	0.43
福 音 寺	2	50,000	625.00	32	334,250	99.13	105	988,336	107.21	0	0	0.00
小 野	1	1,000	-----	9	84,000	90.81	33	287,633	121.67	0	0	0.00
堀 江	0	0	0.00	13	136,000	305.62	48	331,542	130.05	0	0	0.00
和 気	2	10,000	50.00	15	97,900	264.59	42	215,188	115.79	0	0	0.00
森 松	6	47,900	239.50	50	501,750	196.93	119	787,238	131.88	0	0	0.00
中 島	0	0	0.00	7	96,500	151.97	26	195,280	129.61	0	0	0.00
北 条	11	60,400	431.43	76	726,090	148.83	167	1,278,230	135.94	0	0	0.00
横 河 原	2	39,000	92.86	23	299,200	111.64	80	670,267	127.02	1	3,556	0.59
川 内	4	101,000	631.25	21	366,500	219.46	58	819,246	113.18	2	44,961	5.63
砥 部	1	28,000	800.00	31	389,840	167.31	97	860,797	136.45	0	0	0.00
松 前	3	121,000	366.67	59	1,006,500	150.76	151	2,131,732	116.46	2	23,158	1.20
郡 中	3	23,000	30.91	50	712,000	144.63	158	1,455,856	115.78	0	0	0.00
上 灘	0	0	-----	9	147,400	320.43	18	165,904	135.51	0	0	0.00
中 山	0	0	0.00	3	24,600	20.30	12	134,685	98.25	0	0	0.00
久 万	1	3,000	-----	9	84,000	38.71	44	426,533	90.70	1	3,024	0.68
今 治	8	65,850	71.58	74	1,223,546	108.74	281	3,289,949	101.45	3	44,626	1.39
中 浜	4	45,000	42.86	51	616,700	95.43	166	1,680,008	113.34	3	9,625	0.60
日 吉	5	87,000	-----	47	666,500	339.70	159	1,238,949	113.32	1	15,151	1.26

*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
伊予 今治南	0	0	0.00	12	232,500	316.54	60	556,533	116.72	0	0	0.00
波止浜	1	20,000	-----	13	261,200	173.90	63	535,710	106.01	0	0	0.00
鳥生	1	3,000	16.95	23	237,200	133.86	88	683,627	105.68	0	0	0.00
桜井	0	0	0.00	12	159,200	135.95	66	380,291	96.05	3	35,095	8.91
菊間	0	0	0.00	20	174,700	102.16	54	403,727	100.18	0	0	0.00
大島	5	34,500	-----	18	193,500	115.04	83	735,431	101.10	1	19,047	2.62
伯方	2	53,000	-----	17	188,400	135.05	47	353,551	89.09	0	0	0.00
宮浦	1	3,000	60.00	12	59,700	152.69	39	204,300	95.04	0	0	0.00
新居浜	12	108,000	108.00	107	1,222,120	231.22	303	2,681,842	108.42	3	13,381	0.52
高津	0	0	-----	0	0	-----	1	2,050	77.36	0	0	0.00
角野	4	72,000	38.50	49	654,300	183.33	141	1,601,253	118.69	2	13,397	0.89
新居浜東	5	43,000	134.38	31	334,700	271.01	87	547,015	120.17	2	3,065	0.60
中萩	1	1,200	0.92	22	211,750	63.04	75	802,253	108.64	0	0	0.00
土居	2	11,500	209.09	19	162,000	178.61	89	616,866	104.22	0	0	0.00
三島	4	47,200	-----	42	404,000	101.79	145	1,292,030	98.77	0	0	0.00
川之江	1	2,800	2.36	22	308,800	91.84	143	1,693,685	101.16	0	0	0.00
西条	3	16,500	11.46	73	864,250	81.64	339	2,890,541	96.21	1	904	0.03
三芳	1	4,000	6.67	18	268,700	104.47	60	513,814	98.92	0	0	0.00
壬生川	1	5,000	3.11	31	206,000	68.48	126	980,637	101.11	1	517	0.05
丹原	0	0	-----	13	131,200	3,280.00	28	215,956	129.69	0	0	0.00
小松	0	0	0.00	28	290,300	174.56	75	673,322	124.73	0	0	0.00
八幡浜	4	46,400	125.41	68	880,556	94.39	175	2,219,109	98.73	1	9,494	0.43
大洲本町	4	15,000	-----	24	245,600	195.23	60	382,751	123.94	0	0	0.00
大洲	7	59,500	117.82	41	512,000	49.69	200	2,283,285	103.82	2	18,233	0.81
長浜	2	40,000	-----	13	141,100	66.24	54	611,592	102.64	0	0	0.00
五十崎	0	0	0.00	12	153,500	210.27	36	394,394	122.97	1	2,107	0.57
内子	4	46,000	47.42	31	408,300	133.39	85	981,014	129.44	0	0	0.00
川之石	0	0	0.00	8	52,500	98.31	25	146,062	110.23	0	0	0.00
伊方	0	0	-----	9	64,500	202.51	19	91,735	187.26	0	0	0.00
三崎	0	0	-----	8	89,300	383.26	20	111,928	131.74	0	0	0.00
三瓶	0	0	0.00	8	111,500	73.36	29	283,442	113.08	0	0	0.00
宇和島	7	70,100	87.08	73	857,100	92.21	285	2,862,362	96.35	3	24,220	0.83
卯之町	8	83,900	839.00	26	209,330	181.24	88	568,783	104.51	0	0	0.00
野村	6	68,000	178.95	18	199,000	49.80	87	679,949	98.87	0	0	0.00
高山	1	3,000	75.00	4	8,000	14.55	11	102,185	85.22	0	0	0.00
吉田	0	0	0.00	6	84,300	24.94	54	408,240	83.00	2	34,472	8.14
近永	0	0	-----	18	301,600	124.37	56	613,620	119.91	0	0	0.00
松丸	0	0	0.00	7	63,500	107.63	24	155,208	130.00	0	0	0.00
岩松	1	15,000	109.49	18	224,700	119.08	50	251,251	93.09	0	0	0.00
愛南	4	79,500	467.65	33	444,200	141.78	98	884,419	116.72	0	0	0.00
富田	1	10,000	222.22	17	166,900	241.92	64	369,692	107.32	0	0	0.00
古川	11	59,300	1,078.18	55	458,960	164.10	114	639,297	125.32	4	41,961	7.00
牛湫	2	12,000	60.00	10	91,400	160.63	53	249,067	123.19	3	23,094	9.61
原町	0	0	-----	10	83,000	146.90	33	218,661	104.99	0	0	0.00
日高	1	5,000	-----	1	5,000	107.53	5	16,651	89.80	0	0	0.00
船木	0	0	-----	0	0	-----	1	80	32.26	0	0	0.00
三津東	0	0	-----	0	0	0.00	3	7,182	92.42	0	0	0.00
桑原	2	40,000	236.69	10	145,700	100.55	38	365,727	112.70	0	0	0.00
大西	2	30,200	232.31	9	111,200	226.94	28	139,541	90.46	0	0	0.00
高松	0	0	-----	0	0	-----	1	880	37.93	0	0	0.00
計	271	2,713,400	105.54	2,549	30,023,586	128.80	7,979	74,419,750	108.81	67	707,125	0.99
四国 松山	0	0	0.00	16	221,000	183.40	59	527,224	118.40	0	0	0.00
松山南	1	500	-----	3	11,000	-----	10	56,388	81.92	0	0	0.00
今治	1	6,300	-----	3	11,250	468.75	12	88,232	79.62	0	0	0.00
八幡浜	2	40,000	85.11	5	100,000	54.05	28	323,485	94.94	1	4,035	1.18

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2020年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
四国 宇和島	1	2,000	20.00	21	231,150	119.46	53	427,512	123.44	0	0	0.00
四国中央	0	0	0.00	2	37,000	160.87	7	57,630	101.05	0	0	0.00
計	5	48,800	41.36	50	611,400	116.59	169	1,480,471	108.14	1	4,035	0.28
百十四 松 山	7	120,000	-----	42	693,700	325.68	95	1,201,315	140.44	0	0	0.00
新居浜	5	65,700	4,106.25	15	255,700	104.07	54	510,204	88.29	2	5,481	1.05
三 島	2	9,000	-----	5	50,000	58.14	41	275,066	86.20	0	0	0.00
今 治	1	20,000	-----	10	196,000	221.47	52	443,077	100.17	0	0	0.00
西 条	3	26,000	-----	23	137,900	656.67	73	256,342	101.71	2	29,182	11.81
鳴 門	0	0	-----	0	0	0.00	1	5,921	85.60	0	0	0.00
計	18	240,700	15,043.75	95	1,333,300	201.65	316	2,691,924	109.71	4	34,663	1.45
阿波 松 山	3	36,500	-----	25	576,900	565.59	61	812,553	234.21	0	0	0.00
藍 住	0	0	-----	0	0	-----	2	18,436	71.98	0	0	0.00
鳴 門	0	0	-----	1	30,000	150.00	2	46,430	106.22	0	0	0.00
計	3	36,500	-----	26	606,900	497.46	65	877,419	210.79	0	0	0.00
広島 松 山	4	74,000	1,850.00	37	542,300	237.85	108	1,186,307	109.72	1	582	0.05
今 治	4	37,000	-----	20	191,600	88.99	99	473,063	88.39	0	0	0.00
伊予西条	1	2,000	-----	23	160,800	133.44	80	354,794	105.19	0	0	0.00
新居浜	0	0	0.00	14	172,500	293.12	38	352,505	85.95	1	1,518	0.39
三 島	1	3,000	-----	18	122,300	169.86	66	305,570	72.27	0	0	0.00
川之江	0	0	-----	1	2,800	5.54	11	30,340	63.67	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	1	14,000	140.00	3	121,324	86.59	0	0	0.00
木 江	0	0	-----	0	0	0.00	1	1,212	41.64	0	0	0.00
計	10	116,000	1,059.36	114	1,206,300	159.43	406	2,825,113	94.89	2	2,100	0.07
中国 川之江	0	0	-----	6	145,000	92.95	18	312,654	152.32	0	0	0.00
計	0	0	-----	6	145,000	92.95	18	312,654	152.32	0	0	0.00
山口 松 山	0	0	-----	6	115,000	47.92	35	516,665	84.85	0	0	0.00
今 治	0	0	-----	1	30,000	-----	1	30,000	3,048.78	0	0	0.00
尾 道	0	0	-----	0	0	-----	1	648	24.43	0	0	0.00
計	0	0	-----	7	145,000	60.42	37	547,313	89.35	0	0	0.00
西日本 広 島	0	0	-----	0	0	-----	2	8,043	99.70	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	-----	2	8,043	99.70	0	0	0.00
愛媛 本 店	20	379,000	56.78	162	3,521,650	123.62	396	4,957,647	107.89	3	14,781	0.33
中央市場	1	5,000	-----	3	45,000	3,000.00	8	151,996	111.16	0	0	0.00
水産市場	4	19,000	-----	8	89,000	684.62	15	101,964	245.37	0	0	0.00
末広町	9	35,000	112.90	64	391,900	121.18	162	898,856	125.55	3	3,570	0.47
大街道	9	47,900	67.90	71	562,270	110.63	250	1,619,230	108.46	7	45,804	3.01
道 後	7	33,500	63.09	41	268,700	109.01	123	898,172	106.99	2	1,402	0.16
本 町	5	24,500	222.73	80	578,500	218.30	168	1,010,024	138.94	2	1,408	0.17
三津浜	6	51,500	166.13	47	370,900	79.03	141	882,856	122.96	2	2,316	0.30
立 花	12	69,500	1,390.00	55	409,900	229.78	138	785,733	124.68	3	6,693	0.98
久 米	6	39,500	57.58	63	528,100	80.21	176	1,170,195	106.95	4	22,608	1.94
余 戸	6	95,300	114.82	55	439,300	93.69	146	1,123,891	112.52	0	0	0.00
鳴 川	11	37,000	80.61	71	478,910	128.64	158	959,826	117.89	0	0	0.00
中 央 通	3	8,500	85.00	37	410,500	87.73	105	929,325	111.88	3	33,988	3.73
古 川	14	76,300	151.09	80	558,290	142.37	176	969,563	136.67	0	0	0.00
桑 原	4	51,500	1,030.00	43	363,900	301.49	89	461,557	165.01	3	19,384	5.27
森 松	15	170,000	1,259.26	64	735,800	108.46	207	1,606,850	114.20	0	0	0.00
空 港 通	11	72,000	136.62	47	257,300	68.43	145	734,957	101.41	1	95	0.01
石 井	17	232,000	414.43	93	776,150	135.56	208	1,484,281	108.43	1	1,874	0.13
雄 郡	6	17,000	212.50	52	374,400	182.01	105	606,904	130.10	0	0	0.00

*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2020年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛 重 信	3	6,600	94.29	32	217,600	155.87	108	415,349	117.92	0	0	0.00
郡 中	5	47,000	1,566.67	37	422,800	97.24	85	689,737	105.40	1	2,668	0.42
久 万	0	0	0.00	12	119,800	152.61	36	221,880	163.05	0	0	0.00
北 条	11	71,000	417.65	43	305,050	71.06	131	748,259	109.71	1	11,476	1.66
川 之 江	5	54,900	166.36	25	455,900	142.47	85	756,024	133.68	1	2,059	0.29
三 島	3	9,000	-----	26	272,100	116.03	89	573,705	101.71	3	26,297	4.53
新 居 浜	11	101,500	124.54	89	1,159,000	181.98	230	1,993,436	133.47	2	2,939	0.17
新居浜東	11	161,000	1,939.76	44	466,000	251.00	120	792,729	126.18	1	1,430	0.20
泉 川	2	6,000	8.96	27	182,807	73.77	92	468,162	107.28	0	0	0.00
西 条	8	43,000	35.10	50	500,400	79.23	244	1,466,529	96.50	1	4,260	0.30
氷 見	2	13,000	118.18	14	72,200	123.42	50	171,687	104.51	0	0	0.00
壬 生 川	3	7,000	350.00	29	198,750	79.93	87	453,584	113.37	0	0	0.00
丹 原	3	12,000	34.29	22	122,400	142.84	85	286,122	96.99	0	0	0.00
今 治	14	84,900	130.62	66	557,000	135.64	255	1,424,626	102.86	3	21,810	1.59
旭 町	4	47,880	177.33	56	646,480	119.44	165	1,082,065	129.66	2	1,435	0.15
波 止 浜	4	15,000	23.81	26	210,100	74.58	101	526,704	91.07	1	1,472	0.25
伯 方	2	8,000	36.36	16	155,000	75.91	75	438,136	94.53	1	719	0.16
弓 削	1	1,000	-----	11	57,000	407.14	29	91,643	83.92	1	19,837	19.01
菊 間	0	0	0.00	5	52,800	94.62	22	109,638	125.11	1	1,253	1.24
吉 海	1	5,000	-----	13	123,500	184.33	40	197,417	131.77	0	0	0.00
長 浜	2	3,500	70.00	16	107,290	129.27	48	258,129	123.71	0	0	0.00
内 子	8	39,312	7,862.40	27	262,202	192.65	67	429,522	106.36	0	0	0.00
大 洲	8	77,160	110.23	47	438,260	53.28	204	1,372,131	113.18	0	0	0.00
八 幡 浜	3	7,720	154.40	41	469,720	85.36	132	1,070,392	103.69	0	0	0.00
三 瓶	4	21,700	27.13	15	96,200	78.85	43	257,315	111.09	0	0	0.00
川 之 石	0	0	-----	5	105,000	145.03	17	139,386	114.04	0	0	0.00
野 村	2	13,000	-----	11	72,800	44.94	45	280,542	96.28	0	0	0.00
卯 之 町	3	6,000	11.54	18	128,700	76.43	105	588,768	80.23	2	97,166	13.90
宇 和 島	10	159,000	230.43	51	768,350	123.65	182	1,665,710	110.71	2	8,741	0.55
近 永	1	30,000	400.00	14	174,000	92.70	72	535,478	92.57	1	281	0.05
吉 田	4	53,500	629.41	17	147,800	95.29	50	303,151	106.22	2	6,320	2.37
岩 松	3	16,000	-----	12	47,500	103.26	48	122,694	97.94	0	0	0.00
城 辺	1	26,000	143.65	19	216,100	162.24	66	378,363	111.63	0	0	0.00
宇和島南	1	4,000	40.00	16	189,500	498.68	47	251,951	144.74	2	1,965	1.10
見 奈 良	1	5,000	-----	16	212,200	174.94	59	355,361	114.96	0	0	0.00
今 治 東	1	1,000	10.00	11	45,300	41.37	71	246,444	89.56	0	0	0.00
湯 築	1	1,500	60.00	4	7,500	22.73	16	25,706	54.12	0	0	0.00
松山駅前	1	2,500	7.14	19	68,700	52.68	75	237,495	99.55	0	0	0.00
味 生	2	10,000	87.72	17	90,800	106.32	52	193,843	102.35	1	4,121	2.18
松 末	6	40,700	814.00	28	168,200	61.07	82	389,907	92.18	1	2,282	0.60
中 萩	1	30,000	100.00	17	129,000	82.09	85	307,681	93.33	0	0	0.00
日 高	2	18,500	62.71	28	214,700	105.87	86	408,718	111.04	1	3,347	0.87
三津浜東	1	3,000	-----	10	80,000	305.34	22	96,819	267.98	0	0	0.00
金 生	2	29,000	362.50	33	247,750	105.02	105	526,990	121.12	0	0	0.00
中 之 庄	2	26,000	130.00	13	172,000	151.54	52	323,975	164.58	1	152	0.06
飯 岡	1	1,000	-----	10	37,760	35.72	39	118,156	95.53	1	3,262	2.84
川 内	3	16,600	-----	21	176,100	143.52	72	419,040	104.25	0	0	0.00
桜 井	3	65,000	406.25	10	101,900	77.26	55	258,013	118.36	1	7,806	3.71
松 前	5	25,000	104.17	33	270,000	122.62	86	542,890	99.44	0	0	0.00
姫 原	1	3,000	100.00	3	11,000	65.91	19	35,281	82.13	0	0	0.00
土 居	2	8,000	133.33	15	131,000	101.95	61	290,235	108.81	0	0	0.00
砥 部	4	59,500	850.00	18	278,000	169.51	67	516,104	132.99	0	0	0.00
来 住	12	55,000	785.71	42	411,830	345.06	97	639,103	148.52	1	1,197	0.24
大 阪	0	0	-----	0	0	-----	1	13,890	76.38	0	0	0.00
と き わ	0	0	-----	0	0	0.00	3	3,620	78.63	0	0	0.00
計	360	3,014,972	125.49	2,436	23,534,319	116.08	7,376	47,864,059	112.30	69	388,218	0.87

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2020年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
高知 松 山	1	3,000	-----	15	245,400	272.67	36	400,249	130.30	0	0	0.00
今 治	1	2,000	200.00	6	62,600	569.09	19	124,436	134.89	0	0	0.00
新 居 浜	2	5,500	-----	6	21,000	42.00	32	161,754	91.42	0	0	0.00
八 幡 浜	0	0	-----	1	13,000	41.94	13	110,930	88.55	0	0	0.00
宇 和 島	4	50,500	70.63	16	133,500	104.71	42	212,125	135.58	1	255	0.12
城 辺	1	9,700	-----	3	23,610	214.64	22	103,028	92.00	0	0	0.00
計	9	70,700	97.52	47	499,110	155.73	164	1,112,522	114.68	1	255	0.02
徳島大正 松 山	1	3,000	19.35	14	183,500	64.84	26	529,753	125.30	0	0	0.00
今 治	2	30,000	162.16	33	438,400	236.97	94	709,758	117.70	1	3,259	0.49
池 田	0	0	-----	0	0	-----	1	5,416	87.92	0	0	0.00
計	3	33,000	97.06	47	621,900	132.88	121	1,244,927	120.64	1	3,259	0.28
香川 松 山	6	57,000	259.09	91	1,354,800	274.25	149	1,919,126	205.42	1	7,992	0.53
松 山 西	3	85,000	17,708.33	43	745,000	333.36	70	958,859	261.23	1	2,617	0.40
今 治	2	2,000	4.26	54	633,100	188.70	146	1,087,016	149.93	0	0	0.00
西 条	3	15,500	1,550.00	31	429,500	219.24	69	647,418	158.69	0	0	0.00
新 居 浜	7	40,500	102.53	51	458,200	168.58	126	952,687	135.97	4	13,738	1.72
三 島	1	10,000	-----	19	162,500	216.67	53	342,357	136.84	0	0	0.00
川 之 江	2	13,000	-----	18	213,200	722.71	68	695,025	117.76	1	2,463	0.39
大 洲	1	30,000	600.00	33	450,150	101.07	95	826,618	147.75	0	0	0.00
八 幡 浜	2	11,000	137.50	19	115,400	105.87	39	206,921	141.66	0	0	0.00
宇 和 島	1	15,000	300.00	29	375,000	108.07	81	620,057	122.13	0	0	0.00
岩 松	0	0	-----	4	52,000	123.81	17	111,246	112.19	0	0	0.00
観音寺東	0	0	-----	0	0	0.00	1	1,864	94.81	0	0	0.00
計	28	279,000	218.00	392	4,988,850	194.07	914	8,369,194	158.22	7	26,810	0.39
もみじ 福 山 東	0	0	-----	0	0	-----	1	1,304	81.91	0	0	0.00
因 島	0	0	-----	1	10,000	100.00	1	10,000	92.76	0	0	0.00
計	0	0	-----	1	10,000	100.00	2	11,304	91.37	0	0	0.00
愛媛信用 本 店	15	51,300	301.76	64	306,100	112.66	153	689,349	113.98	5	33,684	5.08
城 東	1	5,000	-----	16	115,000	103.77	54	246,785	115.76	0	0	0.00
松山本町	7	18,500	18.88	40	212,200	83.48	86	422,822	130.27	0	0	0.00
道 後	6	36,000	387.10	25	114,500	300.52	59	178,625	105.89	0	0	0.00
東環東本	5	13,800	153.33	47	194,400	234.22	90	371,982	145.01	0	0	0.00
久 米	5	19,000	41.67	92	758,050	134.17	178	1,194,367	133.21	0	0	0.00
潮 見	6	18,500	370.00	37	196,300	158.31	75	403,753	120.60	0	0	0.00
余 戸	4	13,640	136.40	35	282,360	563.59	56	342,321	158.77	0	0	0.00
中 央 通	3	13,000	866.67	47	202,450	384.30	63	232,389	241.59	0	0	0.00
石 井	3	16,000	66.67	58	479,940	283.99	130	782,939	127.48	0	0	0.00
平 井	2	8,000	104.17	32	237,800	174.49	78	349,127	116.75	1	2,826	0.86
齊 院	5	22,000	61.11	36	249,330	245.65	54	295,433	196.95	0	0	0.00
土 居 田	5	12,500	138.89	28	152,500	372.86	54	187,329	147.89	0	0	0.00
立 花	2	8,000	24.43	10	70,040	70.43	26	84,512	39.81	0	0	0.00
砥 部	5	31,000	88.57	37	283,300	119.59	91	478,436	130.39	0	0	0.00
横 河 原	6	19,500	1,950.00	22	73,700	89.55	49	135,351	117.33	0	0	0.00
久 万	1	3,000	-----	8	32,500	43.92	15	112,815	97.81	0	0	0.00
今 治	9	37,000	58.54	78	982,500	169.08	249	1,768,223	129.85	1	8,432	0.52
常 盤 町	4	10,100	126.25	31	157,600	157.92	88	266,277	92.04	1	2,482	0.92
鳥 生	3	15,700	314.00	24	295,000	98.64	81	617,794	124.84	0	0	0.00
波 止 浜	5	29,000	2,900.00	28	233,500	62.76	76	684,543	98.52	0	0	0.00
喜 田 村	1	7,000	77.78	39	310,650	134.71	110	486,981	122.76	0	0	0.00
壬 生 川	1	5,000	16.13	36	266,200	118.47	83	465,948	128.67	0	0	0.00
丹 原	2	20,000	-----	4	32,500	94.20	19	86,395	81.38	0	0	0.00
菊 間	1	10,000	-----	13	73,000	178.05	23	82,147	124.33	0	0	0.00
大 西	4	25,400	1,953.85	23	189,100	196.37	60	258,968	123.61	0	0	0.00

*代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
愛媛信用	2	13,000	650.00	40	313,400	196.88	102	565,153	120.89	1	2,076	0.42
江戸岡	0	0	-----	3	2,500	-----	6	5,794	89.70	0	0	0.00
大洲	0	0	0.00	14	73,900	33.98	72	354,813	102.04	0	0	0.00
野村	0	0	-----	6	51,800	158.41	25	98,839	99.87	0	0	0.00
宮西	0	0	0.00	18	101,600	242.14	43	140,287	149.47	0	0	0.00
今治立花	0	0	-----	3	17,000	-----	15	30,887	116.54	0	0	0.00
朝生田	5	44,730	1,491.00	39	183,930	205.05	66	300,509	152.04	0	0	0.00
川内	3	47,000	-----	17	313,600	258.38	40	369,314	153.64	0	0	0.00
とべ中央	3	8,000	800.00	21	93,100	74.84	111	306,567	83.94	0	0	0.00
垣生	5	65,000	2,954.55	29	177,380	307.84	76	306,968	94.19	0	0	0.00
雄郡	7	27,800	-----	42	167,850	93.25	87	324,844	108.67	0	0	0.00
和泉	2	9,000	75.31	44	269,100	171.65	114	451,648	141.58	1	6,807	1.70
港南	1	30,000	-----	5	71,500	3,575.00	11	110,500	150.30	0	0	0.00
郡中	2	3,000	-----	38	172,700	139.16	108	318,972	116.94	2	2,355	0.76
松前	1	2,000	-----	13	125,000	161.92	31	173,049	120.73	0	0	0.00
北条	4	16,500	-----	30	149,500	178.19	59	201,679	151.25	1	1,380	0.79
溝辺	2	3,500	250.00	22	88,990	120.58	64	218,826	102.90	0	0	0.00
三津浜	4	20,000	248.14	64	401,300	335.09	116	499,176	193.29	0	0	0.00
味生	4	6,200	413.33	22	79,100	95.30	43	149,161	130.16	0	0	0.00
西条	4	39,500	75.96	37	211,100	79.15	103	521,906	123.43	0	0	0.00
新居浜	0	0	0.00	46	372,300	115.36	128	657,335	121.76	5	24,654	3.88
きし	3	4,200	46.67	48	311,470	172.96	111	473,078	136.02	0	0	0.00
中萩	4	40,300	492.67	43	208,250	228.82	91	297,335	140.63	0	0	0.00
三島	1	7,000	-----	16	171,400	231.00	38	245,175	152.94	0	0	0.00
川之江	1	1,000	28.57	20	124,550	327.76	45	177,019	192.81	1	1,401	1.02
計	169	855,670	140.68	1,590	10,752,840	149.62	3,805	18,524,443	124.64	19	86,097	0.51
川之江	0	0	-----	17	248,700	330.72	42	375,467	214.04	0	0	0.00
上分	4	37,500	750.00	13	111,900	88.46	36	229,859	118.12	0	0	0.00
三島	0	0	-----	8	86,800	667.69	17	100,254	235.39	0	0	0.00
南	1	13,000	-----	19	187,600	235.97	37	308,819	146.66	0	0	0.00
東	0	0	0.00	7	31,000	221.43	18	66,295	103.54	0	0	0.00
西	0	0	0.00	15	136,500	231.36	38	238,772	186.12	0	0	0.00
計	5	50,500	252.50	79	802,500	218.55	188	1,319,466	161.80	0	0	0.00
東予信用	1	7,000	350.00	17	159,550	237.07	71	307,760	125.90	2	7,027	2.46
泉川	1	3,000	-----	10	81,780	259.62	32	135,945	144.77	1	2,239	2.04
川東	3	22,000	87.65	25	209,200	204.90	64	403,486	155.26	0	0	0.00
三島	2	4,500	-----	11	86,500	216.25	43	156,493	117.09	0	0	0.00
寒川	2	7,400	38.95	21	81,250	159.31	51	132,917	164.13	0	0	0.00
西条	0	0	0.00	15	79,000	132.57	41	161,924	136.95	1	222	0.16
小松	1	5,000	294.12	14	88,500	160.04	34	125,615	154.73	0	0	0.00
中萩	0	0	-----	0	0	0.00	21	34,008	71.74	0	0	0.00
喜多川	0	0	-----	6	29,500	327.78	14	39,135	175.41	0	0	0.00
新居浜駅	1	5,000	-----	9	50,000	174.22	27	108,888	127.63	0	0	0.00
計	11	53,900	102.08	128	865,280	186.33	398	1,606,172	137.60	4	9,488	0.68
宇和島	6	12,600	280.00	75	346,900	121.85	193	746,603	120.61	1	4,577	0.66
恵美須町	8	29,000	214.81	34	207,000	174.98	108	449,840	127.17	0	0	0.00
新橋	0	0	0.00	23	68,200	47.13	83	220,637	91.95	0	0	0.00
城南	0	0	0.00	7	52,000	125.30	27	86,903	118.07	0	0	0.00
来	0	0	0.00	15	57,200	68.34	55	189,941	105.31	0	0	0.00
泉町	3	11,000	-----	12	41,100	322.35	41	91,125	103.20	0	0	0.00
吉田	2	7,000	538.46	19	146,600	81.84	52	283,921	150.37	0	0	0.00
南宇和	5	50,000	185.19	25	222,000	107.30	58	421,865	141.60	0	0	0.00
三間	0	0	-----	12	40,700	99.51	40	113,745	100.38	0	0	0.00

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

2020年3月分

(単位：千円)

店 舗 名	保 証 承 諾						保 証 債 務 残 高			代 位 弁 済		
	当 月 中		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		対前年 同月比 (%)	当 月 末		代弁率 (%)
	件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額		件数	金 額	
宇和島 卯之町	1	5,000	23.81	23	140,410	149.39	56	291,933	128.61	2	7,345	2.99
計	25	114,600	95.98	245	1,322,110	109.57	713	2,896,512	121.60	3	11,921	0.45
観音寺 四国中央	3	59,000	1,966.67	53	650,500	557.89	68	713,083	527.09	0	0	0.00
計	3	59,000	1,966.67	53	650,500	557.89	68	713,083	527.09	0	0	0.00
商工中金 松山	0	0	-----	3	41,600	80.95	30	180,235	71.50	2	2,871	1.36
高松	0	0	-----	0	0	-----	1	14,462	83.35	0	0	0.00
計	0	0	-----	3	41,600	80.95	31	194,697	72.26	2	2,871	1.27
県信連 本所	1	10,000	-----	2	40,000	-----	2	35,000	-----	0	0	0.00
計	1	10,000	-----	2	40,000	-----	2	35,000	-----	0	0	0.00
単一農協 愛媛南農	0	0	-----	0	0	0.00	4	7,599	72.27	0	0	0.00
越智今農	0	0	-----	0	0	0.00	3	2,195	59.24	0	0	0.00
中央農協	0	0	-----	0	0	-----	1	3,368	66.67	0	0	0.00
計	0	0	-----	0	0	0.00	8	13,162	68.30	0	0	0.00
総合計	921	7,696,742	125.31	7,871	78,210,495	132.58	22,814	167,451,462	114.23	180	1,276,842	0.82

※代弁率は年度初めから当該月までの平均残高により算出したものです。

融資保証制度一覧

※保証料率につきましては、別表「信用保証料率表」をご覧ください。

1. 一般保証（※別枠保証併用制度も含む）

① 一般・提携及び統一制度

(2020年4月6日現在)

制度名		対象	資金用途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
一 般 保 証	1 普通保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
	2 特別小口保証	小規模企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	5年以内	徴求しない
			設備		7年以内	徴求しない
	3 小口保証	小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 50	3年以内	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	4 風俗営業飲食業保証	中小企業者	運転 設備	個人・会社 2,000 ※協調融資先である日本政策金融公庫の 貸付金額以内	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
5 手形（でんさい）割引根保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	2年以内	必要に応じ徴求	
			組 合 48,000		必要に応じ徴求	
6 手形貸付根保証	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	1年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求	
提 携 保 証	7 中小企業金融円滑化保証 （スムーズ8000）	県内に住所を有し、保証対象業種に 属する事業を営む中小企業者であり、 金融機関の企業評価「自己査定」 において原則「正常先」の先	運転	個人・会社・組合 8,000	7年以内 <small>(但し、一括返済は1年以内。 また、経営安定関連保証を併 用する場合は10年以内)</small>	徴求しない 原則として徴求しない <small>(法人は原則として代表者のみ徴 求するが、申込人が希望し、協会 における保証料率区分が第7区分 から第9区分の場合に限り不要)</small>
	8 小口連携保証 （トライアングル1000）	県内に住所を有し、保証対象業種に 属する事業を営む会社・個人（確定 申告先）で商工団体が推薦する先で あり、所定の資格要件を満たす先	運転	運転については月商の2ヶ月が 上限500	5年以内 7年以内	徴求しない 原則として徴求しない <small>(法人は代表者のみ徴求)</small>
			設備	※所定の資格要件を満たす先については 1,000		
	9 優良ランク保証 （バリュー5000）	県内に本店を有し、経営内容が良好 であり、かつ今後も経営の向上が見 込まれる会社及び医療法人で、所定 の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 5,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	10 優良ランク保証Ⅱ （グッド3000）	県内に本店を有し、小規模であるが 財務内容が健全な会社及び医療法人 で、所定の資格要件を満たす先	運転	会社 (医療法人を含む) 3,000	15年以内	徴求しない 原則代表者1名
	11 優良ランク保証Ⅲ （ファイン1000）	県内に事業所を有し、財務内容が健 全な個人事業者で、所定の資格要件 を満たす先	運転	個人 1,000	15年以内	徴求しない 原則として徴求しない
12 地域産業応援保証 （すこサポ）	愛媛県が作成するデータベース（「ス ゴ技」「すこ味」「すこモノ」「スゴ Ven.J」）に掲載されている中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 1,000 ※但し、月商の2ヶ月が上限	10年以内 <small>(但し、一括返済は1年以内。)</small>	必要に応じ徴求 原則代表者1名	

制 度 名		対 象	資 金 使 途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
提 携 保 証	13	事業成長支援保証 (まるサポ2000)	中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 *但し、既保証残高を含む 設備	10年以内 (但し、一括返済は1年以内) 15年以内 (但し、一括返済は1年以内)	必要に応じ徴求 原則代表者1名
	14	ぐるり瀬戸内活性化保証 (せとうち保証)	せとうちDMOが運営するメンバーシップ制度の会員であり、一般社団法人せとうち観光推進機構による推薦を受けている中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000 設備	10年以内	必要に応じ徴求 原則代表者1名
	15	※A 創業フォローアップ保証 (セカンド)	「愛媛県中小企業振興資金融資制度保証要綱に規定する新事業創出支援資金」を利用している(過去に利用した)先で、創業後5年未満の個人又は会社	運転 個人・会社 2,000 (但し、創業関連保証・再挑戦支援保証を合算して2,000が限度)	10年以内 (但し、愛媛県制度を併用する場合は運転資金7年以内)	徴求しない 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	16	税理士会連携保証 (ショートサポート3000)	中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 *但し、月商の2ヶ月が上限	1年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	17	税理士会連携保証 (ロングサポート3000)	中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 3,000 *但し、運転資金は月商の2ヶ月が上限	15年以内 (但し、一括返済は1年以内)	原則徴求しない 原則代表者1名
	18	超長期借換保証 (スーパーランディング20)	中小企業者	運転 個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	20年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
全 国 統 一 保 証	19	財務体質強靱化保証 (ホールド5000)	中小企業者	運転 個人(青色申告) ・会社・組合 5,000 ・特定非営利活動法人 *但し、特別な場合を除き、月商の2ヶ月が上限	3年以内	原則徴求しない 原則代表者1名
	20	事業者カードローン 当座貸越根保証	中小企業者	運転 個人・会社 ・特定非営利活動法人 2,000 *組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求しない 必要に応じ徴求
	21	当座貸越(貸付専用型) 根保証	中小企業者	運転 個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 *組合は企業組合・協業組合に限る	1年間もしくは 2年間 (更新可)	原則として徴求 (但し、5,000万円以内 の場合は不要) 必要に応じ徴求
	22	長期経営資金保証	中小企業者	運転 個人・会社 20,000 設備	3年以上10年以内 3年以上20年以内	原則として徴求 必要に応じ徴求
	23	予約保証	中小企業者 (但し、対象外要件あり)	運転 設備 (※旧償 済資金は 対象外) 2,000 *但し、小口零細企業保証制度を利用する場合は、合計で500までとする	5年以内 (但し、小口零細企業保証制度を利用する場合は7年以内(運転資金については5年以内とする)) *信用保証書の有効期間は365日	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	24	小口零細企業保証	小規模企業者 *但し、中小企業信用保険法第2条第3項第7号は除く	運転 2,000 *但し、既存の保証協会の保証付融資残高(根保証においては融資極度額)との合計で2,000の範囲内となる新規の保証に限る 設備	5年以内 10年以内	原則不要 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人	
全 国 統 一 保 証	25	経営力強化保証	金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	5年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
				設備		7年以内	
				借換		10年以内	
	26	条件変更改善型借換保証	保証申込時、協会の保証付き借入金の残高があり、その全部又は一部について返済条件の緩和を行っているもので、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	15年以内	必要に応じ徴求
				設備			
				借換			
27	財務要件型無保証人保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者 (1)総資産額5千万円以上3億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上) (2)総資産額3億円以上5億円未満かつ(自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上) (3)総資産額5億円以上かつ(自己資本比率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上)かつ(使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上)	運転	会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	一括返済の場合 2年以内 分割返済の場合 運転：7年以内 設備：10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない	
			設備				
28	事業承継サポート保証	事業承継計画に基づき、事業会社の株式を集約化するための資金供給を必要としている持株会社で、保証制度要綱に規定する資格要件を満たす先	事業承継計画の実施に必要な資金	持株会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求 原則法人代表者
29	自主廃業支援保証	現在事業を行っている中小企業者であって、以下の要件を全て満たす先 (1)事業譲渡や経営者交代等による事業継続が見込めず、自ら廃業を選択するもの。 (2)直近決算が実質的に債務超過でなく、完済が求められる債務について事業清算により完済が見込めること。 (3)バンクミーティング等により合意に至った廃業計画書に従って計画の実行及び進捗の報告を行うもの。	廃業計画の実施に必要な資金	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人	3,000	1年以内 かつ、終期は 解散予定日より前	必要に応じ徴求 原則法人代表者
30	事業承継特別保証制度	次の(1)又は(2)に該当し、かつ(3)に該当する中小企業者 (1)3年以内に事業承継を予定する法人 (2)2020年1月1日から2025年3月31日までに事業承継を実施した法人であって、事業承継日から3年を経過していないもの (3)次の①～④までに定める全ての要件を満たすこと ①資産超過であること ②EBITDA有利子負債倍率が10倍以内であること ③法人・個人の分離がなされていること ④返済緩和している借入金がないこと	運転	会社 ・特定非営利活動法人 28,000 組 合 48,000	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない	
			設備				

② 県制度 (愛媛県中小企業振興資金融資制度保証における資金の種類)

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人	
経営安定資金	31	一般資金	中小企業者	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000 ※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	7年以内	必要に応じ徴求
				設備		10年以内	必要に応じ徴求
32	建設産業短期資金	建設業又は土木建築サービス業に属する事業を営む中小企業者及び特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000 ※但し、工事代金など返済財源を特定したものに限り	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	

制 度 名		対 象	資金 使用	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
経営安定資金	33	小 口 資 金 (但し、特別小口保険を利用する者にあつては、小規模企業者であつて、原則として引き続き6ヶ月以上商工会議所等の指導を受けている者)	運 転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 2,000	7年以内 (但し、特別小口保険利用の場合は5年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場合は徴求しない)
			設 備		10年以内 (但し、特別小口保険利用の場合は7年以内)	必要に応じ徴求 (特別小口保険利用の場合は徴求しない)
	34	短 期 資 金 中 小 企 業 者	運 転	知事その都度定める ※組合転貸の場合は、1組員あたり1 中小企業者の限度額	1年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
35	小 口 零 細 企 業 資 金	小 規 模 企 業 者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く	運 転	個人・会社・組合 2,000 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (般保証においては融資残高)との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要
			設 備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	36	経 営 指 導 特 例 小 規 模 企 業 者 ※但し、中小企業信用保険法 第2条第3項第7号は除く (但し、原則として引き続き6ヶ月以上 商工会議所等の指導を受けている者)	運 転	個人・会社・組合 2,000 ※但し、既存の保証協会の保証付融資残高 (般保証においては融資残高)との合計で 2,000の範囲内となる新規の保証に限る	5年以内	原則不要
			設 備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
37	チャレンジ企業支援資金 認 定 中 小 企 業 者 又 是 承 認 中 小 企 業 者 等 又 是 海 外 投 資 関 係 保 証 を 利 用 す る 中 小 企 業 者 等	運 転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内 (一部5年以内)	必要に応じ徴求	
		設 備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 10,000	10年以内 (一部7年以内)	必要に応じ徴求	
新事業 創出支 援資金	38	創 業 等 関 連 資 金 創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始(会社を設立)した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運 転	個人・会社 1,500 ※但し、創業等を行うとする個人及び 会社にあつては、自己資金額を限度額と する	7年以内	徴求しない
			設 備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	39	創 業 関 連 資 金 創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始(会社を設立)した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運 転	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	7年以内	徴求しない
			設 備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
	40	再 挑 戦 支 援 資 金 過去に経営状況の悪化により事業を 廃業もしくは会社を解散した経験を 有する者で、当該事業廃止の日もし くは会社を解散した日から5年を 経過する前に保証の委託を申し込み した者	運 転	個人・会社 2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	7年以内	徴求しない
			設 備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
41	事 業 承 継 支 援 枠 事 業 承 継 資 金 県内で 新たに事業承継する 中小企業者	運 転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求	
		設 備	個人・会社・組合 10,000	10年以内	必要に応じ徴求	
		事 業 承 継 特 別 資 金 県内で新たに事業承継する 中小企業者であつて 全国統一制度の 事業承継特別保証を利用して 事業承継を図る者	運 転 借 換	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
42	緊 急 経 済 対 策 特 別 支 援 資 金 特 定 中 小 企 業 者 (※1) 又 是 特 例 中 小 企 業 者 (※2) 又 是 中 小 企 業 者 又 是 経 営 力 強 化 保 証 を 利 用 す る 中 小 企 業 者	運 転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000 ※組合転貸の場合は、1組員あたり1 中小企業者の限度額	7年以内 (但し、経営力強化保証を 利用する場合は5年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	
		借 換	個人・会社 ・特定非営利活動法人 8,000 組 合 16,000 ※組合転貸の場合は、1組員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求	

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
43	雇用促進支援資金	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 5,000 組 合 10,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備	※組合融資の場合は、1組合員あたり1 中小企業者の限度額	10年以内 (チャレンジ企業支援資金 保証対象者12年以内)	必要に応じ徴求
44	建設産業新分野 進出等支援資金	認定中小企業者 又は 特定中小企業者(※1)	運転	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 5,000	7年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	必要に応じ徴求
45	災害関連対策資金	災害等の発生の都度知事が定める				
	新型コロナウイルス感染症 対策資金	以下の要件を満たす中小企業者 ①特定中小企業者(4号)(※1) ②特定中小企業者(5号)(※1) ③危機関連保証の利用者	運転	個人・会社・組合 5,000	7年以内	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求

③ 市町制度

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
46	中小企業振興資金 融資制度保証	中小企業者	運転 設備	各市町の融資条件による 上限 500	各市町の 融資条件による (最長5年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
47	中小企業緊急経営資金 融資制度保証 (現在、八幡浜市・今治市・新居浜市・ 西予市・四国中央市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 と合算して、1,000とする なお、同保証との併用は不可	各市町の 融資条件による (最長6年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
48	中小企業経営安定化 資金融資制度保証 (現在、松山市・今治市のみ取扱)	特定中小企業者(※1)	運転	各市町の融資条件による 上限 1,000 ※但し、中小企業振興資金融資制度保証 及び中小企業緊急経営資金融資制度保証 と合算して、1,000とする	各市町の 融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
49	中小企業季節資金 融資制度保証 (松山市・新居浜市のみ取扱)	中小企業者	運転	各市町の融資条件による 上限 300	各市町の 融資条件による (最長5ヶ月)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
50	中小企業設備近代化 資金融資制度保証 (松山市・今治市のみ取扱)	中小企業者	設備	各市町の融資条件による 上限 1,000	各市町の 融資条件による (最長7年)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
51	小企業特別小口資金 融資制度保証 (現在、取扱市町なし)	小規模企業者	運転 設備	上限 200	5年以内	徴求しない 徴求しない

2. 別枠保証

制度名		対象	資金用途	保証限度額 (万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徵求 上段：担保 下段：保証人
52	公害防止保証	中小企業者	設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組合 5,000 10,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
53	エネルギー対策保証	中小企業者	設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組合 20,000 40,000	15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
54	海外投資関係保証	中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
			設備	組合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	
55	新事業開拓保証	認定中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
			設備	組合 40,000	15年以内 (特別20年以内)	
56	経営安定関連保証 (セーフティネット保証)	中小企業信用保険法第2条第5項 第1号～8号の認定を受けた特定 中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 組合 28,000 48,000 (6号認定者)	10年以内	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
			設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組合 38,000 48,000	15年以内 (特別20年以内)	
57	東日本大震災復興緊急保証	東日本大震災により直接的に被害を受けた中小企業者	運転 設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徵求 原則として徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
58	危機関連保証	中小企業信用保険法第2条第6項 の認定を受けた特別中小企業者	運転 設備	個人・会社・特定非営利活動法人 組合 28,000 48,000	10年以内	必要に応じ徵求 原則法人代表者
59	創業等関連保証	創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始(会社を設立)した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転 設備	1,500 ※新規開業資金については、自己資金額 が限度	10年以内	徵求しない 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
60	創業関連保証	創業等を行うとする個人及び会社 並びに創業等を行った個人及び会社 で事業を開始(会社を設立)した日 以後5年を経過していない中小企 業者	運転 設備	2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徵求しない 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
61	再挑戦支援保証	過去に経営状況の悪化により事業を 廃業もしくは会社を解散した経験を 有する者で、当該事業廃止の日もし くは会社を解散した日から5年を 経過する前に保証の委託を申し込み した者	運転 設備	2,000 ※但し、創業関連保証・再挑戦支援保証 を合算して2,000が限度	10年以内	徵求しない 徵求しない (法人は代表者のみ徵求)
中堅企業(破綻金融機関等関連)特別保証	※B 破綻金融機関等 関連特別保証	認定中堅業者	運転	会社 50,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徵求しない (但し、10,000万円超 の保証の際は必要)
			設備		7年以内	必要に応じ徵求
	※C 破綻金融機関等 関連特別無担保保証	認定中堅業者	運転	会社 10,000 ※協調融資総額の8割を限度とする	5年以内	徵求しない
			設備		7年以内	必要に応じ徵求
64	災害関係保証	被災中小企業者	運転	個人・会社・特定非営利活動法人 28,000	10年以内	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
			設備	組合 48,000	15年以内 (特別20年以内)	
65	労働力確保関連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社 28,000	10年以内	必要に応じ徵求 必要に応じ徵求
			設備	特定組合 48,000	15年以内	

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
66	中小小売商業関連保証	認定中小企業者	設備	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求
				特定組合	48,000		必要に応じ徴求
67	商店街整備等証 支援関連連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	設備	一般社団法人及び 一般財団法人		15年以内	必要に応じ徴求
							必要に応じ徴求
68	伝統的工芸品証 支援関連連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人		10年以内	必要に応じ徴求
			設備			15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求
69	地域伝統芸能証 等関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定非営利活動法人 組合			48,000
70	流通業務総合効率化証 関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社		10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合		48,000	15年以内 (特別20年以内)
71	小規模事業者証 支援関連連保証	認定一般社団法人 及び 一般財団法人 又は 特定非営利活動法人	運転	一般社団法人及び 一般財団法人		10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定非営利活動法人		28,000	15年以内 (特別20年以内)
72	特定中小企業再生証 支援関連連保証	認定支援機関	運転	商工会・都道府県商工会 連合会・商工会議所等		10年以内	必要に応じ徴求
			設備			28,000	15年以内 (特別20年以内)
73	※D 地域産業資源証 活用事業関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合		48,000 (80,000)	7年以内
74	※E 海外地域産業資源証 活用事業関連連保証	認定中小企業者 (但し、海外において地域産業資源活用 事業〔需要の開拓に係るものに限る〕 を実施するものに限る)	運転	個人・会社		5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合		40,000 60,000	7年以内
75	中心市街地商業等証 活性化関連連保証	認定中小企業者 特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む 組合			48,000
76	中心市街地商業等証 活性化支援関連連保証	特定中小企業者 又は認定一般社団法人 及び一般財団法人	運転	個人・会社	56,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	※特定会社・一般社団法人及び一般財 団法人を含む			
77	※F 特定新技術事業証 活動関連連保証	中小企業者	運転	個人・会社		5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合		30,000 60,000	7年以内
78	※G 経営革新関連連保証	承認中小企業者	運転	個人・会社	28,000 (60,000)	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合			48,000 (120,000)
79	※H 異分野連携新事業証 異分野開拓関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社		5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組合		28,000 (100,000) 48,000 (140,000)	7年以内
80	※I 周辺地域整備証 等関連連保証	認定中小企業者	運転	個人・会社	28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	特定非営利活動法人 組合			(30,000) 48,000 (60,000)

制度名		対象	資金 用途	保証限度額 (万円) () は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
81	※J 中小企業 特定社債保証	下記のいずれかの条件を満たす中小企業者（株式会社・特例有限会社・合名会社・合資会社・合同会社） (1) 総資産額5千万円以上3億円未満かつ（自己資本比率20%以上又は純資産倍率2.0倍以上）かつ（使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ2.0倍以上） (2) 総資産額3億円以上5億円未満かつ（自己資本比率20%以上又は純資産倍率1.5倍以上）かつ（使用総資本事業利益率10%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.5倍以上） (3) 総資産額5億円以上かつ（自己資本比率15%以上又は純資産倍率1.5倍以上）かつ（使用総資本事業利益率5%以上又はインタレスト・カバレッジ・レシオ1.0倍以上）	運転 設備	会社 45,000 一括支払契約保証の利用がない場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証と合計で50,000以内とする 一括支払契約保証の利用がある場合 ※但し、経営安定関連保証を除く普通保証、無担保保証、中小企業特定社債保証及び一括支払契約保証と合計で100,000以内とする	2年以上 7年以内 (年単位)	徴求しない (但し、20,000万円超の保証の際は必要) 徴求しない
82	※K 特定研究開発等関連保証	認定中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 (30,000) 組合 48,000 (60,000)	10年以内 15年以内 (特別20年以内)	必要に応じ徴求 必要に応じ徴求
83	※L 流動資産担保融資保証 (ABL保証)	流動資産（売掛債権・棚卸資産）を担保として借り入れを行う中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	根保証：1年間 (更新可) 個別保証：1年以内	売掛債権、棚卸資産に限り徴求する (但し、棚卸資産は法人のみが対象) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
84	※M 下請振興関連保証	振興事業を実施する中小企業者	運転 設備	個人・会社・組合 20,000	1年以内 (更新可)	徴求する (但し、親事業者に対する売掛債権に限る) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
85	事業再生保証 (DIP保証)	民事再生手続き又は会社更生手続きを申し立てた中小企業者であって、再生/更生計画認可後3年を経過していない者	運転 設備	個人・会社・組合 ・特定非営利活動法人 20,000	10年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
86	※N 事業再生円滑化関連保証 (PreDIP保証)	特定認証紛争解決事業者（特定ADR）、中小企業基盤整備機構又は中小企業再生支援協議会が関与する私的整理手続中の中小企業者	運転 設備 <small>(経済産業省令で定められているものに限る)</small>	個人・会社 28,000 組合 48,000	3年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
87	※O 特定信用状関連保証 (LC保証)	スタンバイ信用状による海外現地資金調達を行う中小企業者	事業の振興に必要な資金	個人・会社・組合 20,000	1年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
88	※P 農工商等連携事業 関連連保	認定を受けた農工商等連携事業計画に従って農工商等連携事業を行う中小企業者	運転 設備	個人・会社 28,000 (100,000) 組合 48,000 (140,000)	5年以内 7年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
89	農工商等連携 関連連保 支援	認定を受けた農工商等連携支援事業計画に従って農工商等連携支援事業を行う認定一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転 設備	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人 28,000	5年以内 7年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する) 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
90	経営承継関連保証	認定中小企業者 (※組合、土法人は対象外)	運転 設備	個人・会社 28,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
91	特定経営承継関連保証	認定中小企業者の代表者	運転 設備	認定中小企業者の代表者個人 28,000	10年以内 15年以内	必要に応じ徴求 原則認定中小企業者
92	※Q 一括支払契約保証	中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 100,000	1年以内 (更新可)	必要に応じ徴求 徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金 使途	保証限度額（万円） （ ）は普通・無担保保険以外の合計限度額		保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
93	商店街活性化事業 保証	認定を受けた商店街活性化事業計画に従って商店街活性化事業を実施する商店街振興組合等（組合員、所属員を含む）	運転	個人・会社	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備	組 合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
94	商店街活性化支 援証	認定を受けた商店街活性化支援事業計画に従って商店街活性化支援事業を実施する認定商店街活性化支援事業者	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
95	経営革新等支 援証	認定を受けて経営革新等支援業務を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求 (8,000万円超は原則担保徴求する)
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
96	情報提供支援関 連保証	認定を受けた認定情報提供機関のうち、情報提供業務を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
97	※R 特定下請連携事 業保証	認定を受けた特定下請連携事業計画に従って、特定下請連携事業を行う特定下請事業者	運転	個人・会社 (40,000)	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 (60,000)	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
98	事業再生計画実 施関連保証 (経営改善サポ ート保証)	再生支援協議会等の中小企業支援機関の指導又は助言を受けて作成した再生計画等に従って事業再生を実行中の中小企業者	運転	個人・会社	28,000	15年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000		徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
99	連携創業支 援等証	市町が策定し、主務大臣に認定を受けた認定創業支援事業計画に従って市町と連携し創業支援事業を実施する一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
100	地域産業資 源活用支 援証	一般社団法人及び一般財団法人又は特定非営利活動法人であって、認定を受けた地域産業資源活用支援事業計画に従って地域産業資源活用支援事業を行うもの	運転	一般社団法人 及び一般財団法人、 特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
101	※S 経営力向上関 連保証	認定を受けた経営力向上計画に従って経営力向上に係る事業を実施する中小企業者	運転	個人・会社 (60,000)	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 (120,000)	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
102	地域経済牽 引事業証	認定中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
103	地域経済牽 引支 援証	認定を受けた地域経済牽引支援機関のうち、連携支援事業を実施する一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備			7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
104	商店街活 性化促 進事業証	計画区域における商店街活性化促進事業に関する基本的な方針に適合する事業のうち、特に事業資金の融通の円滑化が必要な事業を行い、又は行おうとする者として認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人	28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合	48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)

制度名		対象	資金 用途	保証限度額(万円) ()は普通・無担保保険以外の合計限度額	保証期間	担保及び保証人の徴求 上段：担保 下段：保証人
105	新技術等実証関連保証	認定を受けた新技術等実証計画に従って新技術等実証を実施する中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
106	革新的データ産業活用証	認定を受けた革新的データ産業活用計画に従って革新的データ産業活用を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
107	先端設備等導入証	認定を受けた先端設備等導入計画に従って先端設備等導入を行う中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000	7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
108	情報処理支援関連保証	認定情報処理支援機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
109	経営承継準備関連保証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
110	特定経営承継準備証	他の中小企業者の経営の承継を行うため、当該承継に不可欠な資産の譲受けを行うものであることについて、認定を受けた事業を営んでいない個人	運転	個人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
111	技術等情報漏えい防止措置証	認定技術等情報漏えい防止措置認証機関として認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人	運転	一般社団法人 及び一般財団法人 28,000	5年以内	必要に応じ徴求
			設備		7年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
112	※T 社外高度人材活用 新事業分野開拓関連保証	社外高度人材活用新事業分野開拓に関する計画を作成し、主務大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 28,000 (60,000)	10年以内	必要に応じ徴求
			設備		10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
113	※U 事業継続力強化関連保証	事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 (70,000) 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
114	※V 連携事業継続力強化関連保証	連携事業継続力強化に関する計画を作成し、経済産業大臣の認定を受けた中小企業者	運転	個人・会社 ・特定非営利活動法人 (60,000) 28,000	10年以内	必要に応じ徴求
			設備	組 合 48,000 (120,000)	10年以内	徴求しない (法人は代表者のみ徴求)
115	追 認 保 証	※利用する各制度の取り扱いに準ずる 但し 1,000 万円を限度とする				
116	借 換 保 証	※借換後の保証に対する制度の取り扱いに準ずる				

(※ 1) 「特定中小企業者」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 5 項 (経営安定関連) 1～8 号のいずれかの規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。
(※ 2) 「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第 2 条第 6 項の規定に基づき市町長の認定を受けた方のことです。

(注1)

1. 普通保証、手形（でんさい）割引根保証、当座貸越（貸付専用型）根保証、経営力強化保証、条件変更改善型借換保証、財務要件型無保証人保証、事業承継サポート保証、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、災害関係保証、労働力確保関連保証、中小小売業関連保証、商店街整備等支援関連特別、伝統的工芸品支援関連保証、地域伝統芸能等関連保証、流通業総合効率化関連保証、小規模事業者支援関連保証、特定中小企業再生支援関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、特定研究開発等関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、中心市街地商業等活性化関連保証、中心市街地商業等活性化支援関連保証(※)、事業再生円滑化関連保証、農工商等連携事業関連保証、農工商等連携支援関連保証、経営承継関連保証、特定経営承継関連保証、商店街活性化事業関連保証、商店街活性化支援関連保証、経営革新等支援関連保証、情報提供支援関連保証、特定下請連携事業関連保証、事業再生計画実施関連保証、連携創業等支援関連保証、地域産業資源活用支援関連保証、経営力向上関連保証、地域経済牽引事業関連保証、地域経済牽引支援関連保証、商店街活性化促進事業関連保証、新技術等実証関連保証、革新的データ産業活用関連保証、先端設備等導入関連保証、情報処理支援関連保証、技術等情報漏えい防止措置関連保証、経営承継準備関連保証、特定経営承継準備関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の保証限度額には、個人・会社、組合又は一般社団法人及び一般財団法人（対象中小企業者）とも無担保保証に係る保証限度額8,000万円（※の中心市街地商業等活性化支援関連保証については16,000万円）が含まれています。
 2. 一般保証の合計は、普通保証に係る保証にあつては個人・会社20,000万円、組合40,000万円（無担保保証に係る保証にあつては、個人・会社、組合とも8,000万円）を超えることができます。
 3. 特別小口保証に係る保証を利用することができるのは、中小企業者のうち常時使用する従業員の20人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については5人）以下の会社及び個人に限ります。なお、常時使用する従業員の数や業種ごとに政令で定める場合は、その政令で定める従業員数以下の会社及び個人とします。
 4. 特別小口保証に係る保証は、無担保・無保証人ですが、他の保証を併用することはできません。
 5. 災害関係保証、経営安定関連保証、危機関連保証は、一般保証のほかに別枠の利用が可能です。合算で普通保証20,000万円、無担保保証8,000万円（うち無担保保証人保証2,000万円）の範囲内で取り扱います。
- また、別枠を利用した場合、災害関係保証（東日本大震災及び危機関連保証の対象となった災害に係るものに限る）、経営安定関連保証、東日本大震災復興緊急保証、危機関連保証の合算で普通保証40,000万円（組合の場合は80,000万円）、無担保保証16,000万円（うち無担保保証人保証4,000万円）、最大で56,000万円（組合の場合は96,000万円）が限度となります。
6. 対象が中小企業者・小規模企業者となっているもののうち、一部保証制度については特定非営利活動法人が対象とならない場合があります。

(注2)

愛媛県中小企業振興資金融資制度保証については、融資限度額での取り扱いとなっております。その額を保証限度額欄に表示しております。したがって部分保証方式を選択されている金融機関からの責任共有対象保証の申し込みがあった場合の保証限度額は、表示されている金額に保証割合を乗じた額となりますのでご留意下さい。

(注3)

1. ※A創業フォローアップ保証は、「創業関連特別保証」に係る保証のうち、「34創業関連資金」、「55創業関連保証」のいずれかを併用します。
2. ※B破綻金融機関等関連特別保証および※C破綻金融機関等関連特別無担保保証の取り扱いは、平成10年12月24日より「破綻金融機関等の融資先である中堅事業者に係る信用保証の特例に関する臨時処置法」が終了する日までとなっております。この二制度については、同法第2条第2項の規定に基づく県知事の認定書が必要です。
3. ※D地域産業資源活用事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、流動資産担保保証に該当する場合には、別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。
4. ※E海外地域産業資源活用事業関連保証については、海外投資関係保証および経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の海外投資関係保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
5. ※F特定新技術事業活動関連保証については、新事業開拓保証ならびに経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の新事業開拓保証に該当する別枠を含みます。
6. ※G経営革新関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
7. ※H異分野連携新事業分野開拓関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新

新関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保証に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。

8. ※I周辺地域整備関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
9. ※J中小企業特定社債保証については、保証協会と金融機関の共同保証形式（ただし保証協会の保証は割合は80%）となります。したがって、保証付私債の発行価格は56,000万円が限度となります。
10. ※K特定研究開発等関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合は別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
11. ※L流動資産担保融資保証および※M下請振興関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。したがって、本保証での借入額は各25,000万円が限度となります。
12. ※N事業再生円滑化関連保証（特例小口保証利用の場合を除く）および※O特定信用状関連保証については、保証協会の保証割合は80%となります。
13. ※P農工商等連携事業関連保証の保証限度額については、以下のとおりとなります。
(新事業開拓保証に該当する場合)
別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(海外投資関係保証に該当する場合)
別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
(流動資産担保保証に該当する場合)
別枠として個人・会社・その他法人・組合とも20,000万円の利用ができます。
14. ※Q一括支払契約保証については、保証協会の保証割合は70%以下となります。したがって、本保証での借入極度額は14億2,800万円が上限となります。
15. ※R特定下請連携事業関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
16. ※S経営力向上関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証、連携事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証、社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、事業継続力強化関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。
17. ※T社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
18. ※U事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人40,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円の利用ができます。
19. ※V連携事業継続力強化関連保証については、新事業開拓保証に該当する場合には別枠として、新事業開拓保証および特定新技術事業活動関連保証、経営革新関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、周辺地域整備関連保証、地域産業資源活用事業関連保証、特定研究開発等関連保証、農工商等連携事業関連保証、特定下請連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。また、海外投資関係保証に該当する場合には、別枠として海外投資関係保証および海外地域産業資源活用事業関連保証、異分野連携新事業分野開拓関連保証、農工商等連携事業関連保証、経営力向上関連保証の同保証に該当する別枠を含み、個人・会社・その他法人30,000万円、組合60,000万円の利用ができます。

信用保証料率表 (2020年4月6日現在)

(注) 赤色の保証制度は、責任共有制度対象外の保証制度(100%保証)。
 青色の保証制度は、責任共有制度対象でかつ「部分保証」(80%保証)の保証制度を表しています。

(単位：年率%)

区分	制度名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率 (責任共有外保証料率)									有担保割引の適用	その他特定割引の適用	損失補償	保証料補給		
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分					第9区分	
一般保証	1 普通保証	○		○	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	2 特別小口保証 (無担保・無保証人)			○	0.85													
		NPO法人(注12)	○			0.68												
	3 小口保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	4 風俗営業飲食業保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	5 手形(でんさい)割引根保証		○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○				
提携保証	6 手形貸付根保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	7 中小企業金融円滑化保証(スムーズ8000)(注8)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	8 小口連携保証(トライアングル1000)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	9 優良ランク保証(バリュー5000)		○		-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○				
	10 優良ランク保証II(グッド3000)		○		-	-	-	-	-	0.85	0.65	0.45	0.30	○				
	11 優良ランク保証III(ファイン1000)		○		-	-	-	-	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○				
	12 地域産業応援保証(すこさポ)		○		1.75	1.60	1.40	1.20	1.00	0.85	0.65	0.45	0.30	○				
	13 事業成長支援保証(まるサポ2000)(注8)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	14 ぐるり瀬戸内活性化保証(せとうち保証)		○		1.80	1.65	1.45	1.25	1.05	0.90	0.70	0.50	0.35	○				
	15 創業フォローアップ保証(セカンド)(注13)			○	0.30											○		
	16 税理士会連携保証(ショートサポート3000)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	17 税理士会連携保証(ロングサポート3000)(注8)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	18 超長期借換保証(スーパーランディング20)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	19 財務体質強化保証(ホールド5000)(注14)		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
全国統一保証	20 事業者カードローン当座貸越根保証		○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○				
	21 当座貸越(貸付専用型)根保証		○		1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39	○				
	22 長期経営資金保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	23 予約保証(注7)		○		-	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	○				
	24 小口零細企業保証(注3)	(下記以外)	○	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○			△		
		予約保証(注7)	○	-	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	○				
	25 経営力強化保証(注11)		○		1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	0.45	○				
	26 条件変更改善型借換保証		○		2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○			○	
	27 財務要件型無保証人保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	28 事業承継サポート保証		○		1.15									○				
一般保証	29 自主廃業支援保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	30 事業承継特別保証		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
		要綱14.(5)の書面に掲げる項目全てに専門家が満たすものと判断したとき	○		1.15	1.00	0.85	0.70	0.60	0.50	0.40	0.30	0.20	○			○	
	愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	31 一般資金		○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○
		32 建設産業短期資金	(下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○
			特定中小企業者(注10)	○		0.80											○	
			1号~4号、6号	○		0.70												
			5号、7号~8号	○		1.40	1.26	1.12	0.98	0.80	0.80	0.75	0.55	0.35	○			○
		33 小口資金	(下記以外)	○		0.85												
			特別小口保険利用	○		0.68												
			NPO法人(注12)	○		0.68												
		34 短期資金		○		1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		35 小口零細企業資金	(下記以外)	○	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	○				
		37 経営指導特例	○	1.55	1.41	1.27	1.13	0.95	0.95	0.90	0.70	0.50	○					
	愛媛県中小企業振興資金融資制度保証	37 チャレンジ企業支援資金	(下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			
			制度保証要綱の融資対象(1)に該当するものであって特別保証を利用する者	○		0.70												
			海外投資関係保証を利用する者	○		1.00												
		38 創業等関連資金		○		0.80											○	
		39 創業関連資金		○		0.80 (創業フォローアップ保証を併用する場合は0.30)											○	
		40 再挑戦支援資金		○		0.80											○	
新事業創出支援資金		41 事業承継支援枠	制度保証要綱の融資対象(1)に該当するもの	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○
			制度保証要綱の融資対象(2)及び(3)に該当するもの	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○
			制度保証要綱の融資対象(4)に該当するものであって特別保証を利用する者	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○			○
		制度保証要綱の融資対象(5)に該当するものであって特別保証を利用する者	○		1.04	0.89	0.76	0.63	0.52	0.48	0.38	0.27	0.16	○				
42 緊急経済対策特別支援資金	(下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○					
	特定中小企業者(注10)	○		0.80											○			
	5号、7号~8号	○		0.70														
	特例中小企業者	○		0.80											○			
	制度保証要綱の融資対象(8)に該当するものであって責任共有対象の者	○		1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	0.35	○			○		
	制度保証要綱の融資対象(8)に該当するものであって責任共有対象外の者	○		1.70	1.53	1.36	1.15	1.10	0.90	0.70	0.50	0.50	○			○		
43 雇用促進支援資金		○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○					
44 建設産業新分野進出等支援資金	(下記以外)	○		1.72	1.55	1.38	1.21	1.00	0.95	0.75	0.55	0.35	○					
	特定中小企業者(注10)	○		0.80											○			
	1号~4号、6号	○		0.70														
	5号、7号~8号	○		0.70														
45 災害関連対策資金		○		災害等の発生の都度知事が別に定めるところによる									-			-		
	新型コロナウイルス感染症対策資金	特定中小企業者(注10)4号、特例中小企業者(注15)	○		0.80													
	特定中小企業者(注10)5号	○		0.70														
市町村制度	46 中小企業振興資金融資制度保証		○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○			○	
	47 中小企業緊急経営資金融資制度保証		○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○				
	48 中小企業経営安定化資金融資制度保証	特定中小企業者(注10)	○		0.80											○		
		1号~4号、6号	○		0.70													
		5号、7号~8号	○		0.70													
49 中小企業季節資金融資制度保証		○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○					
50 中小企業設備近代化資金融資制度保証		○		1.66	1.53	1.35	1.17	1.05	1.00	0.80	0.60	0.45	○					
別枠保証	51 小企業特別小口資金融資制度保証	NPO法人(注12)	○		0.85											○		
			○		0.68											○		
	52 公害防止保証		○		1.00											○		
	53 エネルギー対策保証		○		1.00											○		
	54 海外投資関係保証		○		1.00											○		
	55 新事業開拓保証	(下記以外)	○		1.00											○		
	新事業開拓保険(注4)	○		0.70														
別枠保証		1号~4号、6号	○		0.80											○		
	56 経営安定関連保証(セーフティネット保証)	(下記以外)	○		0.70													
		5号、7号~8号	○		0.80											○		
		特別小口保険利用	○		0.70													
		NPO法人(注12)	○		0.70													

区分	制 度 名	責任共有		責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）										財政援助等があるもの			
		対 象	部分保証	対象外	第1 区分	第2 区分	第3 区分	第4 区分	第5 区分	第6 区分	第7 区分	第8 区分	第9 区分	有担保割引 の適用	その他任意 割引の適用	損失補償	保証料補給
別 枠 保 証	57 東日本大震災復興緊急保証			○													○
		(下記以外)															○
	58 危機関連保証	特別小口保険利用		○													○
	59 創業等関連保証			○													○
	60 創業関連保証			○													○
	61 再挑戦支援保証			○													○
	中堅企業（破綻金融機関等関連）特別保証	62 破綻金融機関等関連特別保証	協調融資	○													○
		63 破綻金融機関等関連特別無担保保証	協調融資	○													○
	64 災害関係保証			○													○
	65 労働力確保関連保証	(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
	66 中小小売商業関連保証	(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
	67 商店街整備等支援関連保証		○											○			
	68 伝統的工芸品支援関連保証		○											○			
	69 地域伝統芸能等関連保証	(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
		NPO法人（注12）	○														
	70 流通業務総合効率化関連保証	(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
	71 小規模事業者支援関連保証		○											○			
	72 特定中小企業再生支援関連保証		○											○			
		(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
		流動資産担保保険利用	○														
		新事業開拓保険利用	○											○			
		新事業開拓保険（注4）	○														
		74 海外地域産業資源活用事業関連保証	海外投資関係保険利用	○										○			
	75 中心市街地商業等活性化関連保証	(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
	76 中心市街地商業等活性化支援関連保証		○														
	77 特定新技術事業活動関連保証	(下記以外)	○											○			
		新事業開拓保険（注5）	○														
		(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
		新事業開拓保険利用	○											○			
		新事業開拓保険（注4）	○														
		海外投資関係保険利用	○											○			
	79 異分野連携新事業分野開拓関連保証	(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
		流動資産担保保険利用	○														
		新事業開拓保険利用	○											○			
		新事業開拓保険（注4）	○														
		海外投資関係保険利用	○											○			
	80 周辺地域整備関連保証	(下記以外)	○											○			
		特別小口保険利用		○													
		NPO法人（注12）	○														
		新事業開拓保険利用	○											○			
		新事業開拓保険（注4）	○														
	81 中小企業特定社債保証		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○	○(注6)	
		(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
	82 特定研究開発等関連保証	新事業開拓保険利用	○											○			
		新事業開拓保険（注4）	○														
	83 流動資産担保融資保証（ABL保証）		○														
	84 下請振興関連保証		○														
	85 事業再生保証（DIP保証）		○														○
	86 事業再生円滑化関連保証（PLEDIP保証）	(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
	87 特定信用状関連保証（LC保証）		○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45			
		(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
		流動資産担保保険利用	○														
		新事業開拓保険利用	○											○			
		新事業開拓保険（注4）	○														
		海外投資関係保険利用	○											○			
	89 農商工等連携支援関連保証		○											○			
	90 経営承継関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
		特別小口保険利用		○													
	91 特定経営承継関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○		
		特別小口保険利用		○													
	92 一括支払契約保証（注9）		○			1.54	1.40	1.26	1.12	0.95	0.77	0.63	0.49	0.35	○		
	93 商店街活性化事業関連保証	(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
	94 商店街活性化支援関連保証		○											○			
	95 経営革新等支援関連保証		○											○			
	96 情報提供支援関連保証		○											○			
		(下記以外)	○														
		特別小口保険利用		○													
		新事業開拓保険利用	○											○			
		新事業開拓保険（注4）	○														
	98 事業再生計画実施関連保証（経営改善サポート保証）（注11）	(下記以外)	○														○
		特別小口保険利用		○													
	99 連携創業支援等関連保証		○											○			
	100 地域産業資源活用支援関連保証		○											○			

区分	制度名	責任共有			責任共有保証料率・保証料率（責任共有外保証料率）									財政援助等があるもの				
		対象	部分保証	対象外	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分	有担保引の適用	その他定性取引の適用	損失補償	保証料補給	
別 枠 保 証	101 経営力向上関連保証	(下記以外)	○															
		特別小口保険利用			○													
		新事業開拓保険利用	○												○			
		新事業開拓保険（注4）	○															
	102 地域経済牽引事業関連保証	(下記以外)	○															
		特別小口保険利用			○													
	103 地域経済牽引支援関連保証	(下記以外)	○											○				
	104 商店街活性化促進事業関連保証	(下記以外)	○															
		特別小口保険利用			○													
	105 新技術等実証関連保証	(下記以外)	○															
		特別小口保険利用			○													
	106 革新的データ産業活用関連保証	(下記以外)	○															
		特別小口保険利用			○													
	107 先端設備等導入関連保証	(下記以外)	○															
		特別小口保険利用			○													
	108 情報処理支援関連保証	(下記以外)	○															
		特別小口保険利用			○													
	109 経営承継準備関連保証	(下記以外)	○			1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	○			
		特別小口保険利用			○													
	110 特定経営承継準備関連保証	(下記以外)	○															
		特別小口保険利用			○													
111 技術等情報漏えい防止措置関連保証	(下記以外)	○																
	特別小口保険利用			○														
112 社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証	(下記以外)	○																
	特別小口保険利用			○														
	新事業開拓保険利用	○												○				
	新事業開拓保険（注4）	○																
113 事業継続力強化関連保証	(下記以外)	○																
	特別小口保険利用			○														
	新事業開拓保険利用	○												○				
	新事業開拓保険（注4）	○																
114 連携事業継続力強化関連保証	(下記以外)	○																
	特別小口保険利用			○														
	新事業開拓保険利用	○												○				
	新事業開拓保険（注4）	○																
115 追認保証（注1）		○																
116 借換保証（注2）		△	△	△	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	△		△	△	

【補足説明】

- 責任共有制度の対象となる制度区分の保証料率（「責任共有保証料率」という）は、保証委託額に対して計算される保証料を貸付金額に対する率で表示したものを、責任共有制度の対象外となる制度区分の保証料率（「保証料率」という）は、保証委託額に対する率。
 - 第1区分から第9区分までの区分は、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第2条の規定に基づき、中小企業者の財務内容その他の経営の状況を勘案して経済産業省令で定められている保証料率の区分とする。保証料率強化に係る保証制度については、リスク計測モデル（CRDモデル）により、制度毎に第1区分～第9区分の範囲で料率を判定、これに定性情報を加味して実際に適用する保証料率を決定する。なお、区分に対応する保証において、次のいずれかに該当する事業者については、第5区分（経営力強化保証は第4区分）の保証料率に定性情報を加味して料率を決定する。
 - 個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない事業者であって貸借対照表及び損益計算書がないもの
 - 事業開始後最初の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない事業者
 - 金融機関からの借入れ（当該保険関係に係るものに限る。）に係る連帯債務を負担する事業者
 - 有担保割引の適用欄が「○」の保証制度は、保証協会所定の担保の提供がある場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
 - 一括支払契約保証を除く保証制度で会計参与を配置していることが確認できる場合、表示の料率から0.10%引き下げる。
- （注1）利用する各保証制度の取り扱いに準ずる。但し1,000万円を限度とする。
- （注2）借換保証は、利用する各保証制度に定める料率による（割引・割増の有無含む）。
- （注3）「小口零細企業保証制度」は、利用する保証制度（部分保証制度に限定された保険種別以外はすべての保険種別＜保険特例含む＞）の利用が可能である。また、当座貸越根保証、手形（でんさい）割引根保証等の根保証形式の保証は利用できない）に定める料率による。
- （注4）「新事業開拓保証」を利用のものであって、担保（保証人の保証を除く。）を提供させない保証であり、かつその合計額が5,000万円以下の場合の料率である。
- （注5）「新事業開拓保証」の利用のものであって、担保及び保証人（法人代表者の保証を除く）を提供させない保証であって、その合計額が2,000万円以下の場合の料率である。
- （注6）協会独自割引として、「経営者」、「経営環境」、「経営基盤」の3項目についての定性評価を行い評価に応じて0.09%から0.24%表示料率より引き下げる。但し、最高割引料率の限度あり。
- （注7）「予約保証」については、第1区分該当者は対象外。
- （注8）「中小企業金融円滑化保証」、「事業成長支援保証」、「税理士連携保証（ロングサポート3000）」について、愛知県中小企業振興資金融資制度保証、経営安定関連保証を併用する場合は各保証に定める料率による。
- （注9）「一括支払契約保証」については、保証割合が70%以下となります。なお、保証料率は保証割合70%の場合を例として掲載しております。
- （注10）「特定小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第5項（経営安定関連）1～8号のいずれかの規定に基づき市長の認定を受けた方のことです。
- （注11）「経営力強化保証」「事業再生計画実施関連保証」については、責任共有制度の対象外となる保証付き既借借入金（平成19年9月30日以前に保証協会が申し込み受付した保証であって保証割合が100%の保証を含む。）を本制度で借り換える場合（保証付きの既借借入金の範囲内の額を借り換える場合に限り。）は、責任共有制度の対象外となります。
- （注12）「NPO法人」とは、中小企業信用保険法第2条第7号に定める特定非営利活動法人のことです。
- （注13）「創業関連特例保証」に係る保証のうち、「34 創業関連資金」、「55 創業関連保証」のいずれかを併用します。
- （注14）「財務体質強化保証」について、経営安定関連保証を併用する場合は同保証に定める料率による。
- （注15）「特例中小企業者」とは、中小企業信用保険法第2条第6項の規定に基づき市長の認定を受けた方のことです。

保証協会団信実績

| 2020年2月 |

2009年11月1日より保証協会団体信用生命保険制度の取扱いをしております！

●保証協会団体信用生命保険とは

保証協会団体信用生命保険（以下、保証協会団信）とは、信用保証協会の保証付で金融機関から借入を行ったお客様が、その全額を返済されないうちに、死亡もしくは所定の高度障がい状態となった場合に、一般社団法人全国信用保証協会連合会（以下、連合会）が生命保険会社から受け取る保険金（*）をもとに、加入している借入口について、金融機関に対する債務を弁済する制度です。

これにより、事業の維持安定が可能になるとともに、ご家族の皆様の安心を図ることができます。

（*保証協会団信は連合会が生命保険会社と契約します。お客様は連合会と債務弁済委託契約を締結していただきます。）

愛媛県信用保証協会は、中小企業の皆様への「プラスワンサービス」として保証協会団信の取扱いを開始しました。なお、保証協会団信への加入は中小企業者の皆様の任意であり、保証の諾否・金額査定には全く関係ありません。

●保証協会団信加入状況

保証協会団信の2020年2月末時点の加入状況は下記の通りです。（生保会社査定後承諾済ベース）

9～2月件数	9～2月融資額	累計件数	累計金額	平均融資額	平均年齢
46件	34,683万円	1,276件	954,327万円	748万円	51.5歳

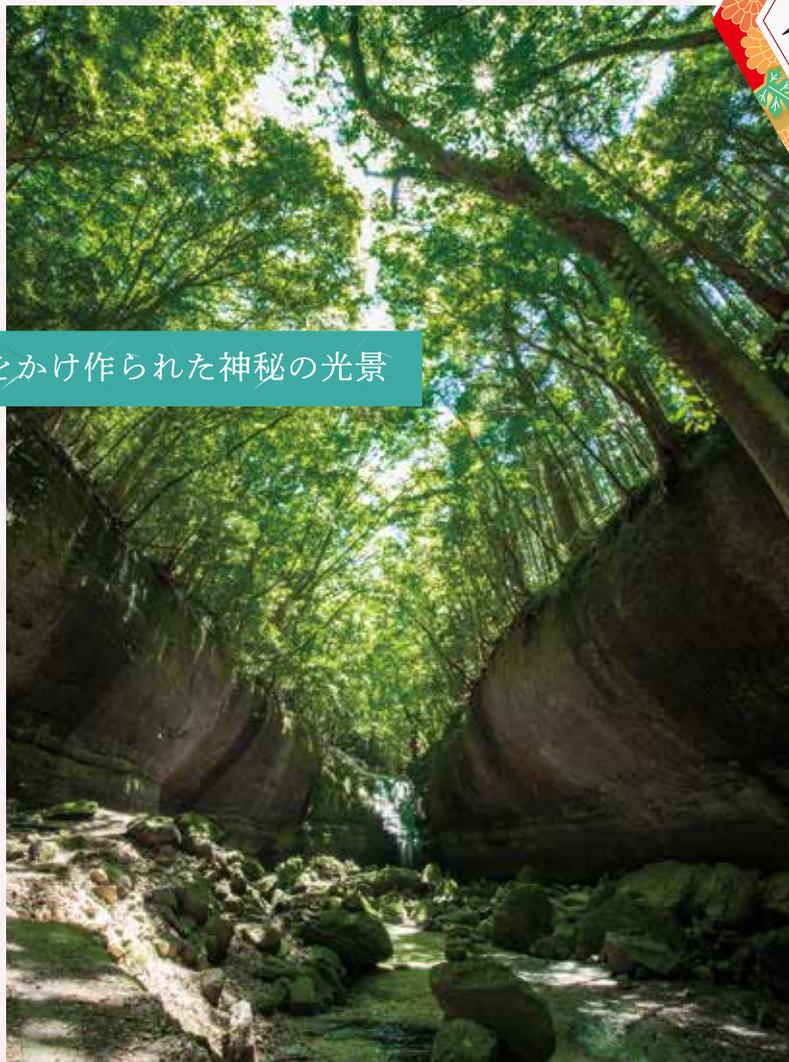
〈金融機関別〉

金融機関名	9～2月件数(件)	9～2月融資額(万円)	累計件数(件)	累計金額(万円)
伊予銀行	4	1,550	365	311,081
四国銀行	0	0	10	12,845
百十四銀行	1	500	12	16,700
阿波銀行	0	0	1	500
広島銀行	0	0	12	9,030
山口銀行	0	0	1	1,500
愛媛銀行	13	12,800	357	289,685
香川銀行	2	1,800	19	19,560
高知銀行	0	0	25	17,647
徳島銀行	0	0	4	2,290
愛媛信金	23	11,533	334	188,942
東予信金	0	0	73	42,830
川之江信金	2	6,000	25	24,967
宇和島信金	1	500	35	15,450
三菱UFJ	0	0	1	500
商工中金	0	0	1	300
えひめ南農協	0	0	1	500
合計	46	34,683	1,276	954,327



雑念が浄化されて、
身も心も癒される
えひめのパワースポットに
出かけてみませんか？

数千年もの歳月をかけ作られた神秘の光景



龍の腹

【りゅうのはら】 滑川渓谷(東温市)

川 内インターチェンジから約25km。国道11号線から県道302号線へと進むと滑川渓谷にたどり着きます。血ヶ嶺連峰県立自然公園内にあり、きれいな水と緑の木々が迎えてくれる自然豊かな空間。約1kmに渡って広がるのは、自然が長い年月をかけて作り上げた「ナメラ」と呼ばれる岩肌です。その名の通り滑らかな川床を、静かに水が流れていきます。

前の滝、龍の尾、龍の爪などを通り奥の滝・龍の腹へ。滝に近づくと、岩壁が狭まり、丸みを帯びた石がゴツゴツとした岩へと変化していきます。さらに進んでいくと、岩壁の左右が繋がりに、まるで龍が静かに横たわっているかのような姿を現します。高さは10mほど。ここを訪れ、龍の腹から流れ落ちる滝の音を聴いた人は、その神秘的な世界に包まれるのです。



訪れた人々が願いを込めて
積み重ねた石



自然の神を崇め、願いを込めて積み重ねた石が、静寂の中に多数見られる様は壮観です。

ナメラと呼ばれる
一枚岩の川床



ところどころにある、罅穴。流水が川床にある小さなくぼみで渦を巻き小石が内側を削ってできたもの。エメラルドグリーンの水がとっても綺麗です。



滑川渓谷

④東温市明河字海上
⑦7台(無料)
☎089-964-4414(東温市役所産業
創出課)



愛媛県信用保証協会
EHIME GUARANTEE

本 所

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン8,9階
 総務部
 総務課 TEL089-931-2111(代) FAX089-931-2107
 電算課 TEL089-931-2115 FAX089-931-2170
 業務統括部
 企業支援課 TEL089-931-2114 FAX089-931-1026
 管理推進課 TEL089-931-2117 FAX089-931-1026
 監査室 TEL089-931-2180 FAX089-931-1026

松山事業部 業務区域 松山市・東温市・伊予市・久万高原町・砥部町・松前町

〒790-8651 松山市千舟町3丁目3番地8 千舟町スクエアガーデン7階
 保証一課・保証二課・管理課
 TEL089-931-2118 FAX089-931-2174

新居浜支所 業務区域 新居浜市・西条市・四国中央市

〒792-0025 新居浜市一宮町2丁目4番8号 新居浜商工会館2階
 保証課 TEL0897-33-8282 FAX0897-33-8284
 管理課 TEL0897-33-8292 FAX0897-33-8293

今治支所 業務区域 今治市・上島町

〒794-0042 今治市旭町2丁目3番地20 今治商工会議所ビル5階
 TEL0898-23-0170 FAX0898-23-0758

八幡浜支所 業務区域 八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町

〒796-8691 八幡浜市1590番地22 八幡浜商工会館4階
 TEL0894-22-2003 FAX0894-22-3137

宇和島支所 業務区域 宇和島市・鬼北町・松野町・愛南町

〒798-0040 宇和島市中央町1丁目9番10号 愛媛新聞ビル5階
 TEL0895-22-6556 FAX0895-22-6583



LINE

保証協会のホットな話題を
お届けしています。

